

○令和8年3月13日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後4時32分

○出席委員（14名）

委員長 江川 あや
副委員長 皆川 ゆきたけ
委員 いしかわ まさき
委員 あべ なお
委員 駒木 おさみ
委員 石川 まさゆき
委員 まじま 隆英

委員 高橋 紀博
委員 高木 ひろたか
委員 能登谷 繁
委員 金谷 美奈子
委員 高花 えいこ
委員 安田 佳正
委員 杉山 允孝

○欠席委員（1名）

委員 小林 ゆうき

○出席議員（1名）

議長 福居 秀雄

○説明員

副市長 梶井 正将
総合政策部長兼総合政策部市長室長 熊谷 好規
総合政策部次長 高橋 慶太
総合政策部次長 小澤 直樹
総合政策部政策調整課主幹 狩野 大助
総合政策部政策調整課主幹 菊地 一人
総合政策部財政課主幹 今田 秀人
総合政策部広報広聴課長 吉田 昌史
総合政策部公立大学課長 鈴木 三千仁
行財政改革推進部長 浅利 豪

行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 今野 修
地域振興部長 三宅 智彦
地域振興部次長 佐瀬 勝明
地域振興部都市計画課主幹 原 智之
地域振興部交通空港課長 松本 学
地域振興部交通空港課主幹 石川 貴康
選挙管理委員会事務局長 長谷川 伸一
選挙管理委員会事務局次長 鳴海 秀一
選挙管理委員会事務局主幹 蛭名 英城

○事務局出席職員

議会事務局長 稲田 俊幸
議事調査課長補佐 浅海 雅俊
議事調査課主査 長谷川 香織

議事調査課書記 高橋 理恵
議事調査課書記 朝倉 あゆみ
議事調査課会計年度任用職員 河合 理子

○皆川副委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ１２名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、江川、安田両委員から遅れる旨の、小林委員から欠席する旨の届出があります。

ここで、昨日の分科会で能登谷委員から要求のありました２件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認を願いたいと思います。

資料の説明は必要でしょうか。

（「要りません」の声あり）

○皆川副委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、昨日に引き続き、議案第１４号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第１７号、議案第２５号ないし議案第２９号及び議案第４０号の以上８件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高花委員 おはようございます。

今日は、中学校の卒業式ということで、私も、役所に来る途中、神楽中学校の前を通ってきたんですけど、結構、お父様方の参加が多いなあっていうのが目につきました。職員の皆様も、もしかしたら中学校の卒業式に該当する方もいらっしゃるかと思いますが、それでも議会を優先せざるを得ない場合もあると思いますけれども、なるべく、そういう子どもの一大行事、参加できればいいなというふうに思いながら、私は、ちょうど卒業式に自分の質疑があったものですから、娘の卒業式、参加できなかったんですね。でも、そのときに参加してくれたお父さんがＤＶＤを撮ってくれて、娘の卒業証書授与のところ、後で焼いてくれまして、もう泣く思いでした。

そうやって周りに助けられながら何とかやってきているわけですが、やっぱり、子どもにとっての一生に一度しかない入学式、卒業式っていうのは、どうしても、我々にとってはいろんな行事があつての兼ね合いだと思いますが、これから職員の皆様にとっても、出られるときは出ただければなというふうに思ったりもしながら、時代が違うな、お父様方の参加が増えてきているな、参観日も恐らく増えてきているんじゃないかなと思いますけど、ここにいらっしゃる皆様は参加されているのかどうか、個別に後で聞きたいと思いますが、私のほうから、今回、４事業、質疑させていただきたいと思っております。

今回、１０年に一度の都市計画マスタープランの見直し、また、第８次総合計画の見直しも２か年で入ってきております。そういった部分が、予算上、上がっています。そして、旭川大学、４月から新学部ができます。第８次総合計画と旭川大学、私はどちらの調査特別委員会にも入っておりますので、大学も一つの学部が正式に開学するというので、これから落ち着いた形でようやく通常運転に入っていくのかなというところもありますので、ちょっとここで聞いておきたいと思います。最後は、選挙管理委員会に聞いていきたいと思っておりますので、午前中、よろしくお願いいたします。

では、初めに、8款5項1目の都市計画推進費について質問させていただきます。

都市計画、これは、旭川市のまちづくりの方向性を示す重要な事業であります。私も視察に行ったときに、ところどころで相手の行政の方が言われるんですが、これは都市計画で決められているところっていうようなことをよく言われます。で、本当に旭川市の都市計画も、変化、変化の中でいろいろ考えられていると思いますけれども、議会でもいろいろ質疑が過去にもありました。

近年は、この中心市街地で本市で初めてのタワーマンションが建てられたりしました。驚きました。タワマンっていうのは東京だけの話かと思ったら、本市にも建てられるんだ、一体、どういう人が住むんだろうと。住むんでしょうか。誰か近くにいたら教えていただきたいと思いますが、また、やっぱり、いろいろ、西武も撤退して、百貨店がなくなって、主婦の方たちからは、本当に、百貨店がなくなって寂しいだけじゃなくて、何ていうんでしょうか、ちょっとした贈答品とか、そういったものもなかなか見ることができなくなった、直接見ることができなくて、実際、入学祝い、また合格祝い、お祝い返しが直接選べなくなって、何でもネットになってきているという、やっぱり、実物を見たいっていうとき、あるんですね。本当に、西武が撤退して、本当だったら、新たな違う建物が来てほしかったんだけど、今は駐車場になってしまいましたが、それも活用という意味では必要なことなんだと思いますけれども、で、また、オクノとか、いろんなところが閉鎖されてきておりますけれども、比較的、旭川市はそんなに長期間にわたって放置されていることはないような印象を受けておりますが、その中で、ホテルができたり、タワマンができたり、いろいろ商業施設、ツルハビルもできましたし、あのツルハも、本当に、夜中に行くと外国人の方が多くてもうびっくりしますね。地元の私がちょっとリップを選ぼうと思っても、何か、押されて、なかなか商品を見ることができないくらい殺到しているんですね。大体、夜の9時ぐらいに行きますと、ああ、すごいなあって、それも一つの成功例なのかなあって思いながらもいますが、そういった商業施設も生まれつつあります。

こういったことは、全て民間事業によっていますけれども、この動きを促進するために、都市計画課が国と連携して補助金を支援すること、そういった様々な取組、土地利用の活性化、そして、都市としての機能の誘導に取り組んでいるということは理解しております。

この旭川市の、特に駅前をどういった都市計画にしていくのかもありますが、銀座通商店街のところもこれから変わっていく可能性も出てきます。そこで、やっぱり、本当に、この都市計画、どのように時代の変遷とともに計画していくかが大事なところで、このたび、10年に一度の予算化ということで計上されております。で、中心部を含めて、市内全域にわたる土地利用に関わる本市全域のまちづくり、住みやすさの維持、そして、都市としての活力を生み出していくためのルールづくり、それが都市計画に係る予算となっていくわけですが、それについて、まず、この都市計画推進費の予算の概要についてお聞きいたします。

○原地域振興部都市計画課主幹 都市計画推進費は、秩序ある健全な市街地の形成や土地利用の促進を図ることを目的として実施する都市計画変更などを行うための予算でありまして、令和8年度は、都市計画審議会の開催や都市計画変更に係る北海道との打合せのための経費、令和8年度から実施する旭川市都市計画マスタープラン、旭川市立地適正化計画の改定に係る経費、その他事務費などで合計424万5千円となっております。

○高花委員 今の御答弁でちょっと気になったんですけれども、秩序ある健全な市街地の形成とあ

ったんですが、この「秩序ある」という「秩序」というのはどういう意味なのか、伺ってもよろしいでしょうか。

○佐瀬地域振興部次長 今、答弁申し上げました秩序ある健全な市街地の形成ということなんですけれども、本市におきましては、都市計画区域というものを定めておりまして、市街化区域と市街化調整区域、で、市街化区域におきましては、人々が、市民の方が主に住んで、買物をしたりという部分の中で、居住の用途、そして商業系の用途、工業系の用途の3つの用途に分かれております。

一方、市街化調整区域につきましては、農林業を主体とした暮らしを守るところの中で、要は、市街地といわゆる郊外地を分けてまちづくりをしていきたいと思いますところ、秩序を持ってやっていきたいと思いますということでございます。

○高花委員 突然にもかかわらず、ありがとうございます。

確かに、商業地域と居住とか、決めていかなければいけない、そういう意味の秩序ですね。ランダムにできない、そういう意味ですね。急遽、ちょっと気になったものですから、聞かせていただいて、ありがとうございます。

それで、今回、旭川市都市計画マスタープランを改定する、その予算だというふうに思いますけれども、424万円ほどの予算ですが、この都市計画マスタープランというのはどういったものなのか、概要をお示してください。

○原地域振興部都市計画課主幹 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、長期的・総合的視点から、20年後を見据えた都市計画に関する基本方針を定めるものです。

旭川市都市計画マスタープランについては、上位計画である旭川市総合計画、それから、北海道が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、公共交通、農業、商業、防災、環境、福祉などの部門的計画と連携しながら、都市整備の目標を持続可能で安心、安全なまちづくりとし、目指すべき都市像と整備の方針を定めたものでありまして、平成13年4月に策定し、平成29年2月に改定しております。

なお、現在の計画の目標年は令和18年としております。

○高花委員 令和18年を目標として、今回、つくられると。私も、今の御答弁で、正直、初めて聞いたんですが、上位計画、その中に第8次総合計画とこの都市計画がある、それぞれ別々ではなく、やっぱり、双方でしっかりと旭川市の未来づくりを考えていく、そういうふうに受け止めたわけですから、上位計画ということですから、非常に重要な計画の一つなんだということを今の御答弁で理解いたしました。

で、マスタープランは旭川市の20年後を見据えて考えていくんですよ、見据えた計画を立てていくんだということであり、それが、令和18年に目標を設定して、このタイミングで計画を考えていくということでもあります。

この予算というのは、なかなか計上されるものではない。それが、今回、新年度予算として計上されたわけですが、見据えて考えていかなければいけないというものは分かりますが、このタイミング、計画改定を行う、単純に年数的な問題だけではないと思いますが、その理由について伺います。

○原地域振興部都市計画課主幹 平成29年2月の改定から10年が経過すること、中間見直しの

時期となっていることに加えまして、人口、世帯の状況や、土地、建物の利用状況の変化などの社会情勢の変化や、ハザードマップの更新、インバウンドなどの来街者の増加、中心市街地活性化の取組や市街地再開発の促進など、都市を取り巻く状況の変化があったことから、今回、改定するものであります。

○高花委員 確認させていただきたいんですが、10年が経過する見直しというタイミングもあれば、もし10年経過していなくても、ただいま言われた、様々な、百貨店の衰退等をはじめ、商店街の衰退、また未利用地の増加等々あれば、10年たたなくても、このマスタープランの見直しというのはあり得ることなんでしょうか。

○佐瀬地域振興部次長 マスタープランは、今ほど御答弁しましたとおり、20年後を見据えた計画となっており、今回は中間年度ということなんですけども、まちの様相として、大きな変化、例えばですけど、近年でいきますと、北彩都事業なんかは100年に一度の事業と言われていたんですけど、そういった大きくさま変わりするような事象が見受けられる、もしくは、見受けられたということであれば、都度、見直すというふうに考えております。

○高花委員 分かりました。これも突然にもかかわらず、ありがとうございました。

前回、平成29年2月に改定していますから、今年は平成38年になるのですかね。そうすると、10年目になるという部分ですけども、あまりにも、旭川市の地域、ところどころ、様相の変化があれば、必要に応じてこのマスタープランの変更もあるということを伺いました。すごくそういう柔軟性があるマスタープランなんだということをお聞きして、少し安心いたしました。

本当に、この10年間、いろいろ変わりましたよね。十年一昔とよく言いますが、10年前はAIなんてなかったと思いますし、チャットGPTもありませんでしたし、何か、ふっと、この後、総合計画も聞きますけれども、AIとかに力をお借りする計画がつけられるんじゃないかと思ってしまうような、ちょっと危機感を感じながらも、どこまで私たちの思いが形になって、言葉となって表れるのかっていう、人間、頑張れっていう感じの、自分にエールを送りたいところなんですけど、決して機械だけに頼ることはないと思いますけれども、10年前になかったことが、これから先の20年後を目指して考えていく計画の中に、こういったAIだとか、様々なことも入ってくるのかどうか、今までにない視点の見直しも必要になるのかもしれない。

その中で、あわせて、立地適正化計画というの也有ります。この計画も改定予定と伺っているんですけども、今度は、立地適正化計画について、この概要をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○原地域振興部都市計画課主幹 旭川市立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき、作成するものでありまして、旭川市都市計画マスタープランの目標であります持続可能で安心、安全なまちづくりを進めるために、都市機能の維持、集積と居住の誘導を図り、人口規模に見合ったコンパクトな都市空間の形成を目指すことを目標としておりまして、平成30年3月に策定したものであります。

具体的に申し上げますと、医療や福祉、商業といった都市機能の誘導を図る区域である都市機能誘導区域、それから、身近な生活圏における暮らしやすい拠点である地域核拠点、集合住宅などの立地などを誘導し、人口密度の高い居住地の形成を図る区域である居住誘導区域などを定めまして、それぞれの区域に誘導する都市機能の配置の方針を示しております。

○高花委員 この立地適正化計画の中には、分野が、区域というのが分けられるということで、都市機能誘導区域、地域核拠点、そして居住誘導区域と、このように旭川市の中を色分けしているんだと思いますけれども、そこを定めていかないといけないという部分は理解はしているところです。

じゃ、このマスタープランと併せて立地適正化計画の改定を行う、この必然性というか、理由はこういったところなんですか。

○原地域振興部都市計画課主幹 都市再生特別措置法第84条第1項におきまして、おおむね5年ごとに計画に関する調査、分析を行いまして、必要がある場合には計画の改定を行うこととされておりまして、令和6年5月に行った前回の改定から5年経過することや、一体の計画であります旭川市都市計画マスタープランが改定されることを踏まえ、今回、改定するものであります。

○高花委員 この立地適正化計画、都市再生特別措置法という部分ですけども、お伺いしたいんですが、確認の意味なんですけども、教えていただきたいんですけども、この都市計画マスタープランを改定するときには、どうしても立地適正化計画も改定をしていかなければいけないという、連動するものなのでしょうか。

○佐瀬地域振興部次長 立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法に基づく計画ではあるんですけども、立地適正化計画は居住の誘導を進めていこうよという計画で、法の位置づけとしては都市計画マスタープランの一部とみなされております。ですので、マスタープランと立地適正化計画は一体のものとして、マスタープランが見直しされれば、それと整合を取るために立地適正化計画も見直すというふうに考えております。

○高花委員 すっきりいたしました。居住地域がどうしても場所がいいから、ここに商業地域を持っていきたいと思っても、そこは、この都市計画とこの立地適正化計画に沿っていかなければならないというところで、やっぱり連動するということが分かりました。

そこで、このそれぞれの計画、今回、改定する理由を伺いましたけれども、今後の改定のスケジュール、作業内容についてお聞きします。

○原地域振興部都市計画課主幹 令和8年度から9年度にかけて旭川市都市計画マスタープランの改定作業を行う予定であります。令和8年度につきましては、人口や世帯数、土地や建物などの現況調査、それから市民アンケートの実施などによって課題整理と改定内容の整理を行いまして、令和9年度には、改定内容について、市民の皆様との意見交換、それからパブリックコメントなどを実施した上で、計画の改定を行う予定としております。

令和10年度につきましては、改定された旭川市都市計画マスタープランの内容を踏まえ、旭川市立地適正化計画の改定を行う予定としております。

○高花委員 とにかく、令和8年度は実態調査をしていく、人口、世帯数、そして市民アンケートも取っていくということでした。で、令和9年度はパブコメを行って、令和8年度、9年度で改定されたマスタープランを基に、立地適正化計画を令和10年度に改定するということが分かりました。

その間、しっかりと市民意見を取り入れていくということも今の答弁で分かりましたので、そこは、市民意見、貴重な御意見ですので、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、計画を改定するに当たって、20年後を見据えての計画ですから、10年の間で見直すと

は言っても、ある意味、中期というよりも長期で考えていかなければならない。行政としては、どのような課題認識を持って、今後、どのような視点で改定を行うようにお考えなのか、伺います。

○佐瀬地域振興部次長 本市におけます人口減少や少子高齢化の進行など、様々な社会経済環境の変化に対応することが主な課題であると認識しております。

社会情勢の変化を踏まえた都市計画道路や都市計画公園の在り方の検討が必要であるほか、中心市街地においてタワーマンションの整備や閉店したオクノ跡地の再開発が進む一方、市内において低未利用地が散見されるなど、総合的かつ計画的な土地利用の促進が必要であると考えております。

○高花委員 ただいまありました都市計画道路、公園の在り方、そして、未利用の土地の利用、こういったことも考えていくということになっております。

後半戦では、ちょっと空き家、空き地について聞いていくんですが、やっぱり、どんどんそういったところも増えていくと思うんですね。それは居住区域に関わる部分だと思いますけれども、中心部でもいろいろ撤退している中で、今現在の未利用土地だけを見ていくのか、将来的なことも見ながら、人口変動もあると思いますし、中心部だけではないと思います、このマスタープランは。市内全域で考えていかなければならない。

こういった部分、先々を見越して計画を立てなきゃいけないということになってくるとは思いますけれども、具体的な検討内容はどのようなになっているのでしょうか。

○佐瀬地域振興部次長 都市計画道路や都市計画公園の在り方については、社会情勢の変化の状況を整理した上で、都市計画道路の見直し方針ですとか緑の基本計画などの関連計画を踏まえ、道路や公園の規模の変更や存続、廃止など、今後の在り方の検討を進めるほか、低未利用地の活用促進については、中心部や神楽地区の都市機能誘導区域や、永山地区の地域核拠点などに隣接する規模の大きな未利用地の有効活用を推進するために、それらの区域の拡大の必要性について検討を進めてまいります。

○高花委員 未利用土地、どんどん増えていく中でも、そういったことも有効活用を推進するために考えていくという明確な答弁だったというふうに思います。

多分、ここ、未利用地になるだろうなあなんて、皆さん、考えながらやられるのか、そういったところをA Iに聞くのか、分かりませんが。

今、神楽地区の都市機能誘導区域というのがありました。私も神楽に住んでおりますので、1か所、倒産した結婚式場があります。ここ数年、ずっと未利用になっております。そのようなところの有効活用が進むということは、本市としても必要なことだというふうに考えております。今現在、立地のいい場所でも未利用がやっぱり数年続いている、こういったところ、まずは前向きな検討を進めていただきたいと思います。

で、最後にお聞きいたしますが、そういった今後考えられる未利用地の増加、また空き地の増加、どのように都市の姿を考えていくのか、活気あるまちにしていくのか、それを今度行われるであろう第9次総合計画に生かすためにも、先に都市計画マスタープランのほうが出来上がる可能性がありますので、そこら辺、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○三宅地域振興部長 本市では、先ほど来、答弁させていただきましたとおり、これまで、都市計画に基づき、効率的でまとまりのある市街地の形成を推進してまいりましたが、今後の人口減少、

また少子高齢化により、地域コミュニティーの衰退、また経済活動の低下など、都市の活力、また公共サービスの質を維持する上で深刻な影響が生じることが想定されているほか、既成市街地の低密度化、また、社会インフラ維持に係る負担増など、都市基盤の維持が困難な状況を迎えつつあるものと認識しております。

本市のマスタープラン、また立地適正化計画においては、コンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを進めているところでございますが、市としましては、これまでも、こうした社会経済の変化を見通しながら必要となる対応を図ってまいりました。一昨年、令和5年には、豊岡地域核拠点内に位置する高校跡地の用途地域の変更を行い、大型商業施設の立地を誘導し、令和6年には、永山地域核拠点内に位置する市立大学を都市計画決定するなど、都市機能の維持を図るための計画変更を行っております。

今後の都市計画の改定におきましては、これまでの対応も踏まえ、持続可能な安心で快適なまちづくりとする方向性を基本としながら、全体を俯瞰する中で、低未利用地の活用や来街者の増加、また、中心部における再開発の促進など、新たなまちの変化にも対応できるような計画にしていきたいと思います。

○高花委員 既に、令和5年、令和6年で、いろいろ都市計画、対応しながら、商業地、未利用地にならないように手を打たれているということが分かりました。

それは、やっぱり、ここに商業が来るということが前提にあって変更せざるを得ないということがあったと思います。希望があるから変更できるという部分だと思います。だから、今後は誘致も含めて考えていかなければならない。

その中では、神楽の結婚式場は、数年、未利用地でした。実は、あそこにバス停があるんですね。で、見えないように、景色もよく、木々が生えているんですね。その木々が野生化してきて、バス停まで突き刺さりまして、そこでバス停で待っている方が、草やぶとまではいかないんですが、木がちょっと高いですから、急に不審者が出てびっくりしたという事件がありました。そこで、私も部局に相談しながら、管財人の方にも会っていただきながら木をカットしていただいたということがあります。

すごくいい立地で、いつまで、空き家というか、未利用なんだろうかと、やっぱり、地域住民も心配していたんですね。そこに、あわせて、ああいう誰の目にも留まる場所であっても不審者が出てくるとか、衛生上よくない場合もある、しかも、そこにはバス停があって、不特定多数の人が利用するという、しかも氷点橋の麓ですから交通量も多い。なかなか、未利用地がすぐどなたかの手に渡るとことは結構大変なことだというふうに思います。でも、今回、この神楽地区においても考えていくということでありますので、またそこが長く続けるようにしていただきたいと思います。

で、ここも、もし居住地域だったら、商業地域が可能なのかどうかという問題点もあるんですが、ちょっと1点、お聞きしたいと思います、神楽住民を代表して、心配です。

ここは居住地域になっていませんか。そういった部分、既に結婚式場という商業があったわけですが、居住地域にありながら、商業地として利用するということが可能となっていたのか、また、今後、この未利用地をどのように考えていくのか、伺ってもよろしいでしょうか。

最後と言いながら、すいません、追加してしまいました。

○佐瀬地域振興部次長 今お尋ねのありました旧結婚式場の跡地なんですけども、今、都市計画法上の用途地域である第2種住居地域という地域になっております。これは、住居系の地域でありまして、住居系の地域は第1種低層住居専用地域から準住居地域まで7種類があるんですけども、要は、第1種というのが、ほぼほぼ住まい、背の低い低層の住まいで、準住居というのは、これは、我々の言い方としては沿道用途地域と言っているんですけども、一定程度の商業の機能も許容するという地域になっております。

今お尋ねの地域が第2種住居地域となっておりますので、居住の環境を守りつつも、一定程度の商業施設も認めますといったような、住居と商業が共存できる地域というふうになっております。

○高花委員 分かりました。

実は、地域住民も心配しておりましたので、今、しっかりと、そこら辺、聞かせていただきましたので、また、あの部分が活気があって治安がよくなるように願っております。

これで、都市計画推進費については質問を終わりますので、地域振興部にはこれが最後となります。

次に、総合計画策定費、2款1項9目、これについて伺っていききたいと思います。

総合政策部になるわけですけども、第8次総合計画、平成28年度からスタートして10年が経過しました。12年間の計画ですから、令和9年度末をもってこの計画期間を終えることになります。

で、あと2年ということで、前回も2年近くかけて策定してきたと思います。私も、このとき、まだ新人議員っぽかったのかな、2期目になるのか、調査特別委員会に入らせていただきましたけれども、本当に鮮明に覚えております。いろんなことを議論させていただきました。かつ、市長も、代表質問で来年度から策定をスタートさせると述べておられました。

まず、お聞きしたい。次期計画策定に当たって、この計上している総合計画策定費、この概要についてお示してください。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 総合計画策定費につきましては、令和8年度予算として164万8千円を計上しており、内訳は、学識経験者や公募の市民の方などで新たな計画に関する検討を行う総合計画審議会の委員の報酬として69万3千円、有識者との協議等に必要な旅費として32万9千円、その他消耗印刷費等として62万6千円となっております。

○高花委員 内訳、分かりました。164万8千円を計上していると。1年目ですから、まずはここからなのかなというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、令和9年度末をもって計画期間を終える。なぜ私がこの質問をしようと思ったのかといいますと、代表質問の市長の答弁を聞いていて、果たして、市長の様々な公約が、今回、100ありましたけれども、この第8次総合計画に合っているところがあるんだろうかというところの、まず、疑問を持ちまして、かつ、そろそろ第9次総合計画を考えなければいけないときだなということもありましたので、今回、質問をさせてもらおうというふうに思いました。

ということで、この第8次総合計画、どんな特徴があったのか、お聞きいたします。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 第8次総合計画につきましては、平成23年に地方自治法の基本構想の策定義務に係る規定が廃止されたことに伴い、平成26年に制定した旭川市まちづくり基本条例において総合的な計画の策定根拠について規定しており、第8次総合計画は、まちづくり基

本条例に基づく初めての総合計画となっております。

第8次総合計画では、期間を平成28年度から令和9年度までの12年間とし、基本構想において、目指す都市像である「世界にきらめくいきいき旭川～笑顔と自然あふれる北の拠点～」の下、5つの基本目標と、それぞれの目標を実現するため、13の基本政策を設定しております。また、人口減少の抑制と魅力的な地域づくりを効果的かつ集中的に推進するため、こども、しごと、地域をテーマに重点施策を設定したことが第8次総合計画の特徴であるというふうに考えております。

○高花委員 思い出しますね。本当に、あのとき、いろいろ議論させていただきましたけれども、気がつけばあれから10年もたったんですね。その間、様々な変化があるというのは、これまでも何回も言ってきましたけど。

それでは、これまで、第8次総合計画、この調査特別委員会をやっているとき、あの当時は、SDGs、なかったんです。途中で、この第8次総合計画にSDGs、盛り込んでいきましたけれども、改定もあって、見直しという部分があったと思いますが、これまでの見直しの経過について伺いたいと思います。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 第8次総合計画では、計画の着実な推進を図るため、基本計画については、従来の5年ごとの見直しから4年ごとの見直しを行うこととしたところであります。

令和元年度に実施した第1期目の見直しにおきましては、児童虐待や子どもの貧困への対応、高等教育機関の設置に向けた検討の継続、旭川空港の民間委託やJRの路線をはじめとする公共交通の維持や利用促進等について基本政策へ反映させたものであります。また、当時、国連で採択され、我が国でも取組が広がっていた持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにつきまして、計画との関係を整理しまして、各基本政策が世界の課題解決に向けた目標の達成につながっていることを共有するための記載を盛り込んだところでございます。

次に、令和5年度に実施した第2期目の見直しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響からの回復に向けた課題認識、健幸福祉都市の実現、いじめ防止対策の推進、デザイン創造都市の取組の推進、除排雪体制の充実強化等について基本政策へ反映させたものであります。また、DX、デジタルトランスフォーメーションやGX、グリーントランスフォーメーション、デザイン思考について、各基本政策に横断的に取り入れて総合計画を推進していく視点として新たに追加したところであります。

○高花委員 様々、見直しをされてきたということは分かりました。どうしても外せない部分、私も一般質問でさせていただきましたけれども、2030年度の目標の一つはSDGs、これが第8次総合計画にどう反映されているのかというふうに聞かせていただきましたが、既に総合政策部としては見直しをしていたということを記憶しております。早い対応をされていたのかなというふうに思います。

では、いろいろ考えていると思いますが、予算は、次期の総合計画の予算でございますので、現時点で次期の総合計画、どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○高橋総合政策部次長 来年度から策定いたします新たな計画につきましては、まちづくり基本条例に定める総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、本市の中長期的な方向性を示すとともに、様々な課題や社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画とする必要があると考えております。

このため、従来の総合計画という名称をはじめ、計画の期間や、基本構想と基本計画で構成することなど、これまでの概念にとらわれることなく、時代の変化に即座に対応できる計画となるよう、今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

○高花委員 総合計画という名称から考えると、すごいびっくりしました。B e y o n d あさひかわ、なかなかないなあというふうに思っておりまして、けども、基本構想、基本計画っていうのは外さず、柱となるところ、第8次はこども、しごと、地域というテーマで、このときはこれが重要だったんだと思います。でも、具体的な部分では、まだ、あまり、これからなのかなっていう、柱となる部分をきっとこれから考えていかれるんだろうなと。大きくは、総合計画という名称は変えていきたいんだなということは分かりました。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、この第8次総合計画と市長公約との関係についてお聞きしていきたいと思います。

今津市長の2期目の公約と現在の第8次総合計画の関連性、どのようになっているのか、そして、どのように整理したのか、基本目標に沿ってお尋ねしたいと思いますが、基本目標は5までありますので、できれば、ゆっくりと分かりやすくお答えしていただければと思います。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 今津市長の2期目の公約につきましては、100項目それぞれに基づく具体的な事業や取組を第8次総合計画の基本目標や基本政策に掲げるまちづくりの方向性に位置づけております。

具体的に基本目標と公約との関連を申し上げますと、基本目標1、「すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します」には、主に、公約の「子ども・子育て・教育」環境の充実強化、誰もが生き生きと暮らし活躍できる「健幸福祉」都市の実現及び「ワンヘルス」都市を目指した公園整備、動物福祉・野生動物との共生施策を位置づけております。

基本目標2、「たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します」には、主に、公約の「子ども・子育て・教育」環境の充実強化、外貨を稼ぐ「観光・スポーツ振興」及び「文化芸術・コンベンション施設等」の整備・充実強化を位置づけております。

基本目標3、「活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します」には、主に、公約の外貨を稼ぐ「観光・スポーツ振興」、地場産業・地域経済の底力と稼ぐ力を高める「地域経済活性化」、基幹産業としての「農業・林業・畜産業の高度化」及び行きたくなる・住みたくなる「中心市街地」活性化を位置づけております。

基本目標4、「自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します」には、主に、公約の除排雪・防災体制のさらなる充実強化、「ワンヘルス都市」を目指した公園整備、動物福祉・野生動物との共生施策及び「交通インフラ・関連施設等」の整備・充実強化を位置づけております。

最後に、基本目標5、「互いに支え合い、共に築くまちを目指します」には、主に、公約の「女性活躍」社会のさらなる推進、「日本一の窓口」実現とDXの推進、市民との相互コミュニケーションの充実強化、市職員が市民のためにより力を発揮できる環境・体制の充実強化及びクラウドファンディング・ふるさと納税・国費等の積極的な活用を通じた攻める行財政改革推進をそれぞれ位置づけております。

○高花委員 非常に長く、ありがとうございました。いや、これ、仕方ないですね。100の公

約がありますから。

市長の1期目のときの公約についても、これ、第8次総合計画に当てはめてきたということ、ありましたか。

突然、すみません、伺います。

○高橋総合政策部次長 今津市長の当選後1期目の公約につきましても、総合計画上、推進を図っていくことが必要ですので、一つ一つ整理しまして、総合計画上の事業、また施策に位置づけて推進を図っているところでございます。

○高花委員 2期目を聞いておいて、1期目を聞かないってわけにいきませんので、聞かせていただきました。

最も当てはまるなっていうところもあれば、何かちょっと無理があるなっていう部分もないとは言い切れない。でも、本当に、総合政策部として、上手にといいですか、当てはめたなというふうに思います。

市長は、第8次総合計画を受けてこの2期目の公約を立てられたのかどうか、私は分かりませんが、外しちゃいけない部分です。上位計画の一つでございまして、何分、この第8次総合計画は、トップにある、旭川市のまちづくりのトップにある計画ですから、そこを外してはいけないところだというふうに思いますけれども、ちょっと、当てはめ方は若干無理があるところがあるというふうに何か感じませんか。

いかがでしょうか。突然聞いて申し訳ありません。

○高橋総合政策部次長 当てはめる上で、いろいろ分析をして、内容も、都度、市長とも相談しながら、公約の意味合いですとか、そういったところを聞かせていただいて、それであれば総合計画上のこの政策ですとか事業に結びつくなというところで整理しておりますので、苦しいとか、そういうことはないかなと思っております。

○高花委員 これは、第8次総合計画は、市長が市長になる前からの計画ですから、そこは、やむを得ないところは仕方ないなと私も理解はしております。

だけど、無理して当てはめることもなく、もう、今度は、第9次は、市長の総合計画の部分でございまして、見直しも含めて、5年に1回を4年に1回に見直しを変更した経過もありますから、やはり、5年では長いと、それだけ、今、社会情勢というか、環境もどんどん変わってきているという中ですから、無理して当てはめなくてもいいのではないかなと思っていたんです。そういう意味で私も聞いたんですが、見事に当てはめてきたので、すごいなというふうに感じました。

でも、若干、ちょっと、どこでも、当てはめようと思ったら、第8次総合計画のこの基本目標の文言がよかったんですね。何にでも当てはまるような文言だったのかもしれない。

それで、次の質問に行きたいと思いますが、今回、公約を一つ一つ分析されて、総合計画上の基本目標、基本政策に位置づけをしてきたということは、決して無理ではなくってという部分なんだと思いますが、1期目も2期目も位置づけをしたということは分かりました。

今回の計画の見直し時期と市長選挙の時期が異なる現状となってきます。こればかりはどうしようもありません。今後、公約をどのように計画に盛り込んでいくお考えなのか、伺います。

○高橋総合政策部次長 市長公約につきましては、その重要性に鑑み、これまでも総合計画への反映に努めてきたところでございます。委員からもお話がありましたとおり、第7次計画では5年ご

とに基本計画の見直しを行ってまいりました。また、第8次計画では、市長の任期に合わせるということで、4年ごとの見直しへと変更を行い、市長公約の内容との連動を図ろうとしてきたところでございます。

今後、策定を計画しております新たな計画におきましても、市長公約はその核となる重要な視点だというふうに考えておりますので、計画に反映していくために、的確に反映することができる手法ですとか、運用の方法について検討を行ってまいりたいと考えております。

○高花委員 先ほども申し上げましたけれども、DXだけではない、GXも大事ですし、環境も大事ですし、第8次とは違うもっと重要な部分が出てくるなというふうに思います。それがどのように第9次に、総合計画、まあ、総合計画という名称もなくなるかもしれませんので、今は総合計画と言わせていただきますが、やはり、将来を見据えた部分だけではないことが、本当に今の旭川市に何が必要なのかという部分がしっかりと盛り込まれることを願っております。

先ほども都市計画のほうでいろいろ伺いましたけれども、このように、旭川市はここ1～2年で様々な計画見直しの時期が来ている中のこの上位計画の2つが、令和8年、9年と考えなければならぬ状況ですから、非常に重要な位置を占めていると私は思っております。

当然、第8次総合計画では、市民検討会議で検討も行っていました。当時は、職員の若い方たちのワーキングのプレゼンもあったように思います。非常に若い方たちの職員のいい案が、私も記憶しておりますが、すごい頼もしいなという認識を受けておりますけれども、若い方の声を聞いていくことも重要だと思いますし、女性が活躍していくという部分のことも重要だと思います。そういった部分、どのように今後進めていくお考えなのか、伺います。

○高橋総合政策部次長 新たな計画の策定におきましても、市民の皆様とともに、まちの将来像やまちづくりの方向性を共有しながら計画をつくり上げていく必要があると考えており、様々な場面で幅広く市民の皆様の御意見を伺いながら策定を進めてまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、学識経験者やまちづくりに関わる団体の皆様、公募の市民の方々によって構成する予定であります総合計画審議会を中心にしまして、既存の附属機関や、市長が自ら市民の皆様と意見交換を行う機会などを活用しながら、子どもたちや若者をはじめ、幅広い年代や業種の方々から御意見を伺うことを検討しております。またあわせて、DXやSNSを効果的に活用するとともに、庁内においても若手職員などによるワーキンググループで議論を行いたいと考えておりまして、これらで得られた意見を集約し、令和8年度中に新たな計画素案の策定を目指してまいりたいと考えております。

○高花委員 重要な上位計画、2つを考えなければならないときですから、本当に職員の中でもいろいろ議論していただきたいと思っておりますし、特に、審議会、これは全国的な問題ですけども、女性の割合が非常に低いです。この部分を旭川市はどのように解決していくのか。

ぜひとも、この総合計画の審議会の中から、やっぱり女性の割合を増やしていただきたいというふうに私は思っておりますが、何分、募集しても集まらないということのないように、そこを今から意識して、どうすればもっとも女性の声を聞くことができるのか、これだけでも今までとは違う審議会になってくるというふうに思っております。

それについてはどのようにお考えでしょうか。

○高橋総合政策部次長 審議会における女性の方の御参加ということでございますけれども、やは

り、私も、担当しているときに、やっぱり、ちょっと団体推薦のときには男性が多くなったりして、なるべく女性の方でお願いしますということもしているんですけども、結果的に女性の方が少なくなってしまったこともやはりあります。

今後、総合計画審議会におきましても、そういった努力をしっかりと行いながら、なるべく半々になるようにしたいとは思っておりますけども、そういうふう to 努力したいと思っております。

○高花委員 有識者という中にも、例えば、女性を入れてほしい、女性起業家があります。この3年近くの女性活躍推進部という部がなければ、女性活躍、起業家育成、そういったセミナーも今までなかったことですし、せっかくやってきたことが、部がなくなることで生かされないということはないようにしていただきたいんですが、現実問題として、やっぱり、女性の声をどうやって広げるかということから始めなければ、今までどおりの同じ雰囲気 of 審議会になりかねない。

やっぱり、まず、ここはハードルが高いと思いますよ。審議会を女性割合30%に持っていくというのは、本当に国でも大変なことですから。国も、ここは問題だと内閣府も言っております。私もオンラインのセミナーを受けて、国のほうでも悩んでおりました。半分は女性であるのに、なかなかそこがいかない。これはなぜなのかという部分で、やっぱり、もっと楽しい雰囲気を出すことも大事でしょうし、何か、そういう雰囲気をつくり上げることも、一つ、行政の役割かなと、それは一朝一夕ではできないところがあると思いますから、今からいろいろ準備をしていただきたい。

そういったことが、女性活躍推進、今度、課になるわけですがけれども、子ども、女性、若者っていう部分になりますけれど、私が、最近行った視察先では、子ども、若者女性部っていうのがありましたね。これ、今のメジャーというか、トレンドなのかなっていうふうに思いながら旭川市の今回の機構改革も聞いていましたけれども、現実問題として、こういったいろいろ上位計画、これを考えるに当たって女性意見を取るところからの、まず、皆さんの考え方の意識の改革も含めて、制度の在り方、制度っていうか、進め方の在り方も含めて考えていただきたいと思います。

そういったことを指摘させていただいた上で、どのような計画にしたいと考えているのか、部長にお聞きいたします。

○熊谷総合政策部長 新たな計画についてでございますが、総合的な計画は、市全体の計画体系の最上位に位置し、本市の中長期的なまちづくりの方向性を市内外に発信していくものとして非常に重要な役割を果たすものと認識しております。

そのため、計画策定の状況や内容につきましては、市議会に適宜報告し、御意見をいただきながら策定を進めてまいりたいと考えております。

新しい計画の策定は、市民の皆様とまちの将来像と一緒に考える重要な機会となり、職員にとっても、全体的な視点からそれぞれの業務を見直すことにもつながると考えております。次期の計画につきましては、先ほどいろいろお話いただきましたが、幅広く市民の皆様にも御参加いただきながら、市民の皆さんにとって親しみやすく、そして、まちづくりの方向性を共有できる分かりやすい計画とすることや、また、職員にとっては、業務の指針となるような内容、そういったことを目指すことなど、様々な観点から検討を行いながら策定に取り組んでまいりたいと考えております。

また、公約の話もいただきましたので、新しい計画におきましては、市長公約は重要な核と、そ

ういった視点として反映してまいりたいと考えております。

現在の総合計画においては、基本計画については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、原則4年ごとに見直すこととしておりますが、新たな計画は、中長期的な視点も持ちながら、より実効性を高める観点から、この見直しの期間については柔軟に対応したいと考えております。

○高花委員 どうしても市長選というのがありますから、選挙によって変わる可能性も出てきますので、そこは別に4年にこだわらなくてもいいのかなというふうに思っております。

本当に重要な総合計画であります。今からいろいろ準備して、そのための予算を計上していますが、最初聞いた段階では、審議会の委員の報酬とか、有識者ともっていう、ありきたりの予算内訳でございました。

そこに何か特化しているものはないなというふうに思いましたけれども、何度も言いますけれども、女性の声をいかに取り入れられるか、その部分をしっかりとさせていただきたいと、最後、指摘して、この質問は終わりたいと思います。

次に、旭川市立大学、お聞きしたいと思います。

昨日、後期の試験日でありました。本当に、この旭川市立大学市立化に向けてもいろいろ議論させていただきました。大学の柱は一体何ですか、柱がないのに屋根と壁を建てているようなものじゃないとか、結構いろいろきついことを言わせていただいて、土台がないとかですね。しかも、中期的な財政を聞いているんじゃない、長い将来にわたって旭川市の負担になっていかないのかと、もうそこだけを心配して、私はこれまで何度も議論してきました。で、いろんな、民設民営だけではなく、公立化となった大学にも視察に行ってきました。

その中で、大体5年間は倍率が高い、きっと旭川市立大学もそうなのかな、かつ、4月から、新しい、やっと地域創造学部が開学します。そもそも、ものづくり大学の要望があってスタートした、そこが入り口だったと思います。それが、旭川大学にものづくり学部をできないのかと。最初、当時の行政が考えた大学名、イノベーション学部イノベーション学科とか、そういう学部学科名だったんです。それに対して、私も、長過ぎる、履歴書に書けないと。かつ、今、ちっちゃいんですね、書くマスが。男性の皆様はそういうのを記入していないでしょう、大体、奥様が記入しているでしょう。0.1ミリのペンを使ってもイノベーション学部イノベーション学科なんて書き切れないとかって、そんな細かいことまで言った記憶があります。

そうすると学部名が変わってきたんですけれども、やっぱり、いろいろ議論って大事だなというふうに思ったりもしておりますが、市立化になって3年間、一体、この運営、どういうふうになっているのかなという仕組みについても伺いたいと思っておりますが、そもそも、私が調査特別委員会の委員だったとき、この旭川大学、市立化になって設置者は誰ですかと聞いても旭川市って答えなかったんですね。運営委員会だって言い張っていたんです。違うでしょう、旭川市じゃないんですかと。だから、そういった議論もしたりしながら来ました。

今は設置者は旭川市だとやっぱり言われていると思いますけれども、そんな、いろいろあった思い入れのある旭川市立大学、3年しか経過していませんけれども、行く行く、もしかしたら財政を圧迫しかねない部分もやっぱり心配はしておりますので、今回、お聞きしていきたいというふうに思います。

これは、2款1項9目の旭川市立大学運営費というところで聞いていきたいと思いますが、公立

化されて3年、4月に新たな学部が誕生する、その中で、高等教育の修学支援制度、国のほうも、この数年、どんどん変えています。幼児教育の無償化から始まり、所得制限付きの無償化、所得撤廃、いろんなことが変化しております。教育に差をつけちゃいけないと私も思っております。親の収入で差がつくものではないというふうに思っていますので。

その中で、旭川大学が、国も修学支援制度をいろいろと変えていく中での市立化になった中で、改めて、大学運営の収入についてまず伺っていきたいと思います。

どのようになっていますでしょうか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 公立大学法人運営に係る費用を賄う収入につきましては、まずは、学生からの入学金や授業料収入などのいわゆる学納金のほか、設置自治体からの運営費交付金、教育研究活動に伴う共同研究費収入や寄附金などによって賄われているものでございます。

○高花委員 当然、学生からの、様々な、せいぜい学生からは入学金とか授業料だと思いますけれども、そして、国から旭川市に入る交付金、運営費交付金という部分だと思います。

それでは、この旭川市立大学の運営費交付金について、これは、市から大学に支出する部分だと思いますが、この推移についてお聞きしたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学の運営費交付金として、令和5年度決算額として8億5千626万4千47円、令和6年度も決算額といたしまして9億494万7千400円、令和7年度につきましては、まだ予算額でございますけども、10億1千25万1千円、また、令和8年度予算額といたしまして12億1千432万円となっております。

○高花委員 今回、資料要求させていただきました。

今、お答えになったのは資料要求にある②の部分でありますけれども、令和5年度と令和6年度は決算額について、今、答弁がありました。

大体、運営費交付金を出しても、これを超えるということはなかったというふうに思います。令和7年度はまだ決算が出ていけませんので出せませんけれども、今の答弁では、十分、交付金の中で決算ができたんだというふうに思いました。

それでは、次に、お聞きしたいと思いますけれども、少子化によって、最近、大学の運営状況が非常に厳しくなっていると思います。特に、私学は大変な状況だということも、度々、ニュースにもなっておりました。単なる人口減少という問題なのか、様々あるというふうに思いますけれども、この旭川市立大学の運営状況っていうのは、一番私が心配しているところですけども、大丈夫なのかどうか、伺いたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 少子化の影響等がございますが、令和5年度に市立大学として開学してからは、予算、決算ともに収支は均衡し、安定的に運営していただいているものと認識しているところでございます。

○高花委員 それで運営をしているということですが、令和5年度、令和6年度というのは、交付金が若干下がっているんですね。で、今度、令和7年度、令和8年度は交付金が上がっていると、この資料の②から見ても分かるんですけども、その理由っていうのはどういったところなんでしょうか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 増減の主な理由につきましては、令和6年度及び令和7年度において、国の修学支援制度の対象範囲が段階的に拡充され、これを受けて予算は増えております。ま

た、令和8年度については、新学部の学生増による予算額の増となっております。

○高花委員 私、調査特別委員会のときに、一体、旭川市立大学は理系なのか、文系なのかというふうに聞いたことがあります。交付金は、理系は非常に金額が高いですね。地域創造学部ができたことによって、文系に分類するのか、理系なのか、交付金もいろいろ分野がありますけれども、どの分野に属していますか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学の学部構成としましては、短大の保育とかは家政学系であったりとか、経済学部につきましては社会科学系、あと、新学部につきましては、今回、カリキュラムの中身によりまして文理融合の学びを構成しております。そういった観点から、学生単価につきましては、社会科学系と理系の半分半分、金額で言いますとおおむね80万円超えぐらいの金額の学生単価というふうになっております。

○高花委員 どちらかという文系が強いのかなという、交付金に関しては、文系の社会学系ですね。完璧な理科系ではないということだというふうに思います。理科系だったらこういう金額ではないと思いますので、それは分かりました。

それでは、今回、修学支援制度によって交付金が増えたりとかっていうことも先ほど答弁がありましたけれども、この修学支援制度の新制度についてお聞きしたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 修学支援制度の制度拡充につきまして、旭川市立大学に関わる部分に関して申し上げますと、授業料、入学金について、令和5年度から住民税非課税世帯等を対象として制度が開始されまして、令和6年度には、所得制限がある中で多子世帯に該当する方が対象となり、令和7年度については、多子世帯の方である場合、所得制限なく対象となる拡充がなされております。令和8年度についても同様でございます。

○高花委員 変わっていきますよね。それは、非常に市民としてはありがたい話になっていくというふうに思います。

で、先ほども、人口減少の中で、存続、大丈夫なのかなというふうに心配をしている部分のことも言わせていただきました。今のところは、収支は均衡していると答弁をいただきましたので、少し安心しております。

じゃ、今度、いろいろ新しい修学支援制度も、拡大、所得制限を撤廃していく中で開始する部分があると思いますが、この新校舎についてお伺いしたいと思います。

建設費はなくなったと思いますが、維持費というのにもかかってくると思います、今後。それで、市の負担というのは、何だかんだ言って、この新校舎を造るに当たってどれぐらいの負担があったのでしょうか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学の新校舎施設整備に関わり、本市が支出した補助金につきましては、令和5年度は、設計費になりますけれども、令和5年度決算額2千673万円、また、令和6年度につきましては、設計費と建設費を合わせまして4億6千91万8千円、令和7年度につきましては、まだ執行中でありまして決算額は申し上げられませんので、予算額といたしまして15億4千840万6千円となっております。

○高花委員 相当な金額がかかったということが分かりました。

やっと新学部が開設するということで、定員数も増えていくというふうに思いますけれども、資料にも載せていただきましたが、近郊の北海道内の公立大学と併せてつくっていただきましたけれ

ども、直近の志願状況、これは載っておりますね。令和4年から令和7年まで載っております。これを見る限り、年々減ってきているんですけども、ここは後ほど聞くといたしまして、学部ごとが分からないんですね。これはまとめた倍率でございますので、これ、一般選抜の状況の倍率ですから特別選抜は入っていないということで、この一般選抜でお聞きいたしますけれども、これを学部ごとにお示しください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学の令和8年度入学に関わる志願者数につきまして、学部ごとに特別選抜と一般選抜を併せて申し上げますと、全て募集定員100名に対しまして、経済学部で306名、保健福祉学部で298名、地域創造学部で149名でございます。

また、その中で一般選抜の志願倍率につきましては、経済学部の前期は3.0倍、後期は13.3倍であり、保健福祉学部の前期は2.2倍、中期は17.5倍、地域創造学部の前期は1.5倍、後期は5.8倍となっております。

○高花委員 詳しく言っていて、感謝いたします。

言っていましたけれども、これは、道内の公立大学と比較すると、果たして倍率が高いのか、低いのかっていうのが分かりにくいんですが、この表に出ている部分を見ても、本市、どうなんでしょうか。高いほうなのか。やっぱり、釧路公立大学のほうが高いのかなというふうに見えますけれども、この件に関してはどのようにお考えですか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学につきましては、経済学部、保健福祉学部、そして、この4月から地域創造学部ができて、いわゆる総合大学という分類がなされる大学でございます。

対しまして、釧路公立大学につきましては、経済系の1学部で1学年の定員が300名という、単科大学にしては結構マンモス大学となっております。で、釧路公立大学につきましては、道内で、たしか、初の公立系の大学だと認識しておりますけれども、その長年の卒業生の輩出でありますとか、実績が積み上がって今の倍率になっているというふうに認識しているところでございます。

○高花委員 突然にもかかわらず、ちゃんと分析されているんだなというふうに思います。

これから、旭川市立大学も、経験といいますか、年数がたっていけば倍率が上がっていくのか、果たして釧路公立大学のようにこの倍率でいけるのか分かりませんが、既に今の段階で倍以上の差が倍率としてはあることが分かりました。

その上で、非常に、他校の、他校というか、この調査特別委員会のときにも公立大学になったところを視察させていただいて、向こう5年間はやっぱり倍率が高かったという、視察先で、ありました。恐らく、旭川大学も向こう5年間は倍率は高いだろうと、私はそのとき思っていました。そういったことも質問させていただきました。ただ、5年というのは、ある意味、短期間であって、中期までもいかないし、長期で見れば大丈夫だろうかという心配もしながら常に質問させていただきました。

で、この旭川市立大学の一般選抜に係る志願について、令和5年度は、定員90名に対して志願者数738で8.2倍、令和6年度は、定員90名で、志願者518名で5.8倍、令和7年度は、定員130名に対して528名の志願があって4.1倍、倍率だけで言いますと、市立化の令和5年になってから8.2倍、5.8倍、4.1倍と下がっていったんですね。

これは、志願者数に対しての倍率です。実際に入学したとなると減ることも考えますから、どうなのでしょう、この部分の倍率が減っているというこの減少傾向をどのように受け止めていますか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学の志願につきまして、委員の御指摘のとおり、令和5年度から令和7年度にかけては減少傾向にありますが、法人では、入試制度の変更など、より多くの学生に志願していただくための取組を進めていると伺っているところでございますから、本市としまして、その状況を確認するとともに、大学と連携し、広報活動への協力など、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○高花委員 つまり、今の答弁からすると、倍率は減ってきているから危機感を持っている、だから、広報活動していく、何らかの手を打たなければいけないという認識でよろしいでしょうか、お聞かせください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 大学法人とも意見交換する中で、例えば、特別選抜、学校推薦の制度を、地域からの公募制と、令和5年、6年としておりましたけども、令和8年から指定校制度に変えたりとか、入学の志願の仕方自体に手を入れて、より志願者数が伸びるような、地域に、学校との信頼関係もありますが、入学者を送り込んでいただけるような制度の改正について法人も取り組んでおりますし、その状況について市も認識しているところでございます。

○高花委員 大学運営委員会も本当に頑張られているというふうに思っております。

どの組織も改善点は必要になってくると思いますし、ただ、数字としてやっぱり表れる以上は危機感もあると思いますので、それでなくても人は減っていきますから、あわせて、大学の質も落ちてはいけないと思います。だから、本当に質の面と量の面、両方考えていかなければいけない大変な部分だと思いますけれども、旭川市も、しっかり、交付金をいただいているだけではなくて、一般財源の、今後、負担もあるかもしれませんので、しっかり、そうならないように、交付金でできるように努力していただきたいというふうには思っております。

で、先ほど、最初のほうで収入の部分を開きましたが、やっぱり、学生数の入学金と授業料、こういった部分が収入の大きな部分になると、それが基本でございますよね。その学生数が減ってくる、志願者数は多くても実際に入学する数が減る、そういったことがないようにしていかなければならない部分があると思いますが、この学生についての定員の充足っていうのはどのような状況になっていますか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学の学生充足につきまして、各年度5月1日時点の状況を申し上げますと、定員800名に対し、令和5年度で826名、令和6年度842名、令和7年度853名であり、開学した令和5年度以降、定員を充足している状況にございます。

○高花委員 安心いたしました。

800名、4年間分の人数ですから、ここを超えている、定員は充足しているということで、安心いたしました。どうか、これが割れないように、かつ、魅力ある大学でなければ退学していく方もいらっしやと思います。1年目はこの人数だったと思いますけど、これが4年後になると減っているとか、そういうことのないようにしていかなければならないというふうに思います。どこまでも魅力ある大学づくりというのは重要だというふうに思っておりますので、そのために市立大学になってから公立大学課というのが設置されたわけですから、そこは頑張っていただきたいなとい

うふうに思います。

そして、この調査特別委員会のとき、公立化になることによって多くの学生の志願が出てくると、じゃ、地域の高校生がはじき出されるんじゃないかという危機感の話題もありました。そこで、地域枠という部分においても、地域枠を設定することが重要じゃないかということも議論されてきたわけですね。

その部分において、今、どのようになっているのか、旭川市だけではない、だけど、名寄にも短大がある、近郊にある、そういったこともいろいろ話題になった中で、まずは1市8町からの入学状況、これが公立化後どのように変化したのか、また、地域枠という部分についてもちょっと触れていただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学における1市8町からの入学者につきまして、各年度、割合で申し上げますと、令和5年度につきましては53.6%、令和6年度につきましては38.9%、令和7年度につきましては42.5%という数字になってございます。

で、地域枠の考え方につきましては、当時、御議論されていたものについては1市8町というふうにお伺いしているところでございますけれども、今年度、令和8年度入学からの入学につきましては、今まで、当初、1市8町の高校生の入学としての枠というもので、令和5年度、令和6年度、入試をやっておりましたけれども、やっぱり、地域外から今まで来られていた、例えば富良野でありますとか、そういった地域の、例えば看護師を目指す学生とかが、私学当時、指定校だったのが、公立化になった途端、外された、そういった声も聞かれたりしたこと、そういったことから、地域の、1市8町以外の、逆に、高校から学生が来なくなったという反省を踏まえまして、令和8年度からは、私学のときに行っていた指定校制度というのを復活させたところです。

新学部についてももちろん指定校制度というのをを使って入試募集していたところなんですけども、そういった取組で、例えば、短大の保育でありますとか、そういった対象、より、高校のほうに、旭川市立大学に目を向けていただけるような取組というものをしております、今年度についてはまだ数字は出ておりませんが、そういった形で、1市8町プラスアルファで広げていくような、幅広く入試の門を開けておくような仕組みに改善というか、そういうことを、法人から、しているというふうに伺っているところでございます。

○高花委員 確認の意味で、1市8町、当時言っていた地域枠の部分だと思います。

今、課長が言われた指定校という部分は、決して市内や道内だけではなく、道外も含めていると認識してよろしいですか、お伺いします。

○鈴木総合政策部公立大学課長 そのような認識で結構です。

特に、食品に関わる分野でありますとか、看護、保育もそうなんですけども、東北から入学した実績とか、過去、重ねておりますので、そういったところも指定校として推薦しているというふうに大学のほうからは聞いているところでございます。

○高花委員 詳しいことは聞きませんが、気になるのは、指定校って何校ぐらいを考えているのかなとか、いろいろ聞きたいと思いますが、ここは分からない、大学側だと思いますので。

今は指定校だけど来年から指定校じゃないという、そういう変動もあると思います。先輩が何か問題を起こしたりしたら指定校というのは取れませんし、その推薦の一つなのかな、そういう規定があるのかどうかも分かりませんが、また新たな取組をしていくと、市内、1市8町だけではな

いですよ、広げていくんだということは分かりました。

いろいろ、様々、聞かせていただきました。今のところは収支均衡が取れている、安定している、交付金で賄われているということもお聞きしました。

ただ、大学の運営っていうのは難しいのが現状です。一つは、文部科学省でも言われているのは、前々から、何年も前から言われていますけど、大学院への進学、また大学院の卒論の質の低下、そういったことがいろいろ危惧されている中で、旭川市立大学、今後、運営の将来、どのように見通しをされているのか、お伺いいたします。

○熊谷総合政策部長 大学運営の将来的な見通しでございますが、大学運営においては、コスト意識を持っていただいた上で、先ほど委員からも御指摘がありましたとおり、まずは学生の確保、こちらをしっかりと進めていかなくちやいけないと考えているところでございます。

課長から御答弁させていただきましたが、大学の学生数については、令和5年度以降、定員を充足しているというような状況でございます。しかしながら、少子化の進展により大学間の競争が激しい、そういった中では、今後も将来にわたって学生を確保するためには、大学自体がより魅力的な大学となるような取組を続けることが極めて重要であるというような認識を持っております。

設置者である本市といたしましても、財政面をはじめ、大学と連携した事業の実施や、大学の取組に対する、広報等で大学の魅力を発信することが必要だと考えておりますので、そういった支援は続けてまいりますし、加えて申し上げますと、知の拠点として地域社会に貢献するという大学の目指す方向性を踏まえまして、こちらは学生の確保にもつながりますので、機能強化や教育環境、こちらのさらなる充実に係る必要な支援、こちらも行っていきたいといった考えでございます。

○高花委員 大学側と連携していくことは重要だと思いますし、何よりも、多くのいろんな方に来ていただいて、かつ、旭川市のまちを好きになっていただいて、そして、かけがえのない4年間、青春時代を築いていただきたいというふうにも思っております。一人でも多くの、すばらしい、本当に夢が持てるようになったと言ってもらえるような大学運営をしていただきたいなというふうに思っております。

ここまで、いろいろ聞かせていただきました。大学についての質問は、これで終わらせていただきます。

都市計画、総合計画、9次って言うのか、分かりませんが、新たな総合計画、そして、旭川市立大学、どれも旭川市のまちづくりには欠かせられない部分だというふうに思います。榊井副市長にお伺いしたいと思いますが、いろいろ見直していかなければならない、また、新たなスタートを切る大学もあります。旭川市の魅力、どのようにお考えか、また、川のまち旭川、ということはイコール橋のまち旭川、川も橋も多い、長寿命化もしなきゃいけない、いろんなことがある中で、それでも、この旭川市、今後、どういったまちを目指していくかという、大事なこの令和8年、9年を迎えるに当たり、榊井副市長が見る旭川、そして、今後こうなってほしい、また、ここは気をつけたほうがいい等も、ここだけの話というのものもあるのかもしれませんが、お伺いしたいなというふうに思います。

○榊井副市長 大変、なかなか難しい質問をいただいたかなと思っておりますけれども、歴史のところをちょっと触れてみますと、いわゆる内地は、もともと江戸時代から城下町があって、城下町をベースにしてまちづくりが進められたというのが特徴かなと思います。一方で、旭川市をはじ

め、北海道の都市というのは、城下町がない場合が、まあ、函館のほうはあるかと思いますが、ない場合が多くて、そこには何があったかという、川と原野がある中でまちづくりが進められたという歴史がある中では、まさに川とともにまちづくりが進められたと言っても過言ではないのかなというふうに思います。

そういう観点でいきますと、旭川では、特に、やっぱり、戦前から昭和50年代までは水害が多くて、水害にどう対応するかという観点で、川づくり、まちづくりがセットになって行われてきたのかなと思います。特に、戦前では、もう今は当たり前ですけども、牛朱別川が、今、直線で今の地点に合流していますけど、あれが曲がりくねって、もっと石狩川の河口部に合流していたといったような歴史があって、それを今の位置に変えていくというような大工事が行われて、その結果できた土地に今ロータリーができたりとか、そういった歴史もございました。

また、戦後でいきますと、平成になってからになりますか、永山新川ができたりということで、もう市街地が、一定程度、旭川市街ができていく中で、これ以上、牛朱別川の工事、牛朱別川を広げることが難しいという中で、上流部で、牛朱別川の上流に降った雨水が流れ込んだ川の水を先に石狩川に合流させようということで永山新川ができたりといったようなことで、旭川も大分安全になったといったようなところかなというふうに思っております。

一方で、昔はそういう意味で水害が頻発していたということで、水害と生活が一体になった生活、すぐ、大雨が降れば逃げるぞみたいのが昔はよくあったというような話がよくあるわけですけども、安全になったがゆえに避難しにくくなったみたいな話も伺うところがあるところでございます。

そういった意味では、当然、これからまた、気候変動の影響で水害がこれから頻発になったり激甚化するんじゃないかと言われている中で、国土強靱化の観点でハード整備をちゃんとしなきゃいけないけれども、それだけではなくて、やっぱり、市民への普及啓発が非常に大事になるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

先ほど立地適正化計画の話もありましたが、地域振興部はあまり触れていませんでしたけれども、昨年度の見直しの中では、立地適正化計画の見直しの視点で、市内の安全度、水害に対する安全度みたいのを評価させていただいて、危ないところには、あまり、そういった誘導をするのを抑制しようという考え方も新たに導入させていただいたところでございます。やはり、都市機能であつたり居住を誘導する区域というのは、一定程度、やっぱり安全なところに誘導していくといった観点を持たせていただきました。

今後も、状況に応じてこういった立地適正化計画を見直して、やっぱり、こういう総合計画とか都市計画、どうしても安全が忘れがちになってしまうところではあるんですけども、そういった安全の意識もしっかり持ってやっていくことで、旭川は特にやっぱり地震には安全だというのは胸を張って言えるんですが、水害に対しては、雨が、どう降り方が変わるか分からない中では、やっぱり、そういった状況も見ながら適宜適切に見直していくことが、また安全も売りにしたまちづくりにつながるのではないかなというふうに思っているところでございます。

一応、私、答弁した後、環境も用意したんですけど、ちょこっとだけ、大分長くなったので簡単に述べさせていただきますけども、市内の川の環境も大分よくなってきて、市民から見るといい環境だなというふうによく見る人が多いんじゃないかと思います。

ただ、川というのは、上流から下流、一気通貫で水が流れる下に流れているというのがやっぱり大きな特徴でございまして、今、秋になると、サケが遡上するのをよく見ることができると思いますけれども、あれは何で遡上を急にするんだという、10年、20年前ですか、深川市にある頭首工、農業用水を取る頭首工の魚道がちゃんと機能するようになったことが大きくて、それを機会に旭川でサケを見られるようになった、そういったところがございます。

そういった点でいきますと、河川的环境みたいな話、また、まちの環境もそうですけれども、特に、川については、やっぱり、上下流を意識して、みんなで連携しながら話し合うことで、旭川も恩恵を受けられるし、もしかしたら旭川が取り組むことが、さらに上流の方、場合によっては下流の方に恩恵を与えることができるんじゃないかなと思いますので、旭川市単独で考えるのではなくて、特に、川を意識する場合には広域的な視点を忘れずに、石狩川の恵みというのは、四十数市町村でございますので、四十数市町村と一緒にあって石狩川の恵みを受けられるような取組をすることが、結果として旭川市にとってもいいまちづくりにつながるのではないかなというふうに考えているところでございます。

今言ったような話というのは、実は、理系だけの話ではないのかなと、私、思っておりまして、私も理系の大学院まで出ましたけれども、それって、かなりマニアックな話をするのが多くて、やっぱり合意形成であったりということもあるけども、合意形成の基になるのは理系的な根拠があるところでございまして、やっぱり、それを融合したというのが一番大事になるかなと思ひまして、そういった地域創造学部の学びなんかを生かしていただいて、ぜひ、そういった川も学習素材にいただけると、また一つ、テーマとして面白いのかなというふうに思ったところでございます。

○高花委員 熱き思い、ありがとうございます。そうですね。やっぱり、下流地域は、大雨が降るたびに非常に不安な思いをしています。どうしても上から下に流れてきてしまうという、やっぱり、旭川市は備えあれば憂いなしの、氾濫があるとすれば川の増水でございますから、そこは意識してやっていかなければいけないなというふうに思っております。

梶井副市長の熱い思いを聞かせていただきましたけれども、総合計画と都市計画に関してあんまり触れなかったのはあれでしたけれども、そういったことが、今後、盛り込まれていくことも、環境等を含めて重要じゃないかというふうに分かりました。

旭川市立大学に関してはここで終わりたいと思います。あと、第8次総合計画も一緒に終わりたいと思います。

じゃ、最後、選挙管理委員会にお聞きしたいと思います。

2款4項3目の北海道知事選挙及び北海道議会議員議選挙執行費、同じく旭川市議会議員選挙執行費というのが、令和8年度、予算計上されておりますけれども、この令和8年度統一地方選挙の予算概要について伺います。

○蛸名選挙管理委員会事務局主幹 令和9年4月に執行が予定されております統一地方選挙につきましては、令和8年度から令和9年度にかけての予算執行となり、まず、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の執行経費については、概算で総額2億3千200万円の予算額を見込んでおります。そのうち、令和8年度の予算計上額としましては総額で6千157万1千円を計上しており、主なものとして、当年度に執行する人件費として1千531万円、投票所整理券の作成等に要する

経費として2千999万8千円などを計上しております。

次に、旭川市議会議員選挙につきましては、概算で総額2億4千300万円の予算額を見込んでおり、そのうち、令和8年度の予算計上額としましては310万6千円を計上しております。主なものとして、投票用紙の作成等に要する消耗印刷費290万6千円などとなっております。

また、それぞれの選挙執行において、令和8年度から令和9年度にまたがる契約として、期日前投票所の運営委託やポスター掲示場の設置費用等がありますことから、債務負担行為として、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の執行経費について合計1億654万9千円、旭川市議会議員選挙については合計1億円をそれぞれ設定いたします。

○高花委員 分かりやすく、ゆっくりと、ありがとうございました。

一つ心配しております。今回の衆議院議員総選挙の真冬の選挙、ポスター掲示、非常に大雪が降った札幌は大変だったとニュースにもなっておりました。通常よりも少ない数で掲示していた。人ごとではなく、旭川市がそういう大雪になった場合、やはり、掲示する場合、影響が出てくると思います。そういった際の対応というのは何かお考えですか。

○蛸名選挙管理委員会事務局主幹 統一地方選挙におけるポスター掲示場の設置については、3月中旬から下旬にかけての作業となりますため、過去においては大雪等による影響はなく、予算的には予定どおり設置が行われておりましたが、大雪等、天候の影響が生じる場合には、その状況に応じて契約の変更等も検討するなど、最善の対応策を講じていくことになるものと考えております。

○高花委員 あまり影響のないように契約の変更も考えるということでございますので、こればかりは自然が相手ですから、その際は柔軟な対応をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、大事な部分で、やっぱり不在者投票のことなんですが、今回、総務常任委員会でも報告がありましたけれども、6票を無駄にしてしまったという部分があります。二度とこういうことがないようにという部分ではありますが、選挙のときに、入院をされている病院での不在者投票についてちょっとお聞きしたいんですけど、これは、本市の状況というのはどういうふうになっているのか、そして、かつ、この制度を利用してもらうために病院を増やすということはあるのか、どのような働きかけを行っているのか、また、これを申請しない施設にはどういった理由があるのか、選挙管理委員会で把握している部分でお答えいただきたいと思います。

○蛸名選挙管理委員会事務局主幹 病院に入院されている方や高齢者施設、障害者施設等に入所されている方につきましては、施設内で不在者投票を行うことができる制度があり、北海道選挙管理委員会が基準を設け、各施設からの申請を受け、不在者投票を行うことができる施設として指定をしております。

北海道選挙管理委員会が定めている指定の基準としましては、病院等は30人以上の患者を収容できるベッドを有すること、老人ホーム等は定員が30人以上であること、障害者支援施設はおおむね50人以上を収容できることとされております。

本市においては、今年の衆議院議員総選挙において不在者投票を行うことができるよう指定を受けていた施設につきましては、病院等で33施設、老人ホーム等で64施設、障害者支援施設等で9施設の合計106施設となっており、昨年4月の時点で指定の基準を満たす施設数は154施設ありましたので、おおむね7割の施設が指定を受けている状況であります。

また、より多くの施設に協力してもらえよう、令和7年6月には、指定の基準を満たしている

ものの申請を行っていない施設に対し、制度の概要を送付し、申請について案内しておりますが、申請していない施設については、事務を行う職員がいないことや投票所スペースの問題、入所者からの要望がないことなどが主な理由としてあると認識しております。

○高花委員 分かりました。おおむね7割の施設が申請をしているということも分かりました。3割は、スペースの問題や人員の問題なんだということが分かりました。

申請をして、実際、この7割は行っていると認識してよろしかったでしょうか。

○蛭名選挙管理委員会事務局主幹 基準を満たす施設のうち7割は指定を受けているということでございます。

○高花委員 実際に不在者投票をやったと認識してよろしいですか。

○蛭名選挙管理委員会事務局主幹 その7割の施設のうち、ほとんどの施設について不在者投票の請求をしていると認識しております。

○高花委員 申請したから不在者投票をやった、7割の施設、行ったということでいいということですか。

すいません、はっきり言っていただけますか。お願いいたします。

○蛭名選挙管理委員会事務局主幹 指定施設の不在者投票の申請があったものについては、投票を行ったものということでございます。

○高花委員 北海道選管で30人以上というのは、その基準があるっていうのは私も存じております。

ただ、本市ではどれぐらい申請があって、実際、行ったのかというのが、多分、そのとき、そのとき、違うのかもしれませんが、最近、参議院選も衆議院選もありました。来年、統一地方選があります。またその後もいろいろと選挙がありますが、この、ほぼどの選挙も7割の施設は申請をされている、残りの3割は、やっぱり、相変わらずスペースがないわけですから、人員もないから、その数は近年減っていない、変動がないと認識してよろしいですか。

○蛭名選挙管理委員会事務局主幹 ほぼ変動はないものというふうに認識しております。

○高花委員 分かりました。

もう一つ、模擬投票についてお聞きしたいと思います。

私、選管には結構何度も質問させていただいているんですが、もう今から10年以上前の話ですけども、ある障害児を持つお母さんから相談をされまして、お子さんが20歳になる、今度、選挙権を持つ、選挙の模擬投票というのを障害児の子たち向けでやってもらえないかという相談があり、こういった予算等審査特別委員会の分科会で質問させていただいたところ、当時の選管がすぐ実施してくれたんですね。

で、それが、次の日、記事になりまして、大きく、本当に何人かが模擬投票をしていたわけですけども、少し前にその保護者の方と会う機会があって、そうしましたら、ちょうど衆議院選をやっていたときでもあったので、伺ったところ、あれから10年、お子さんは一度も欠かさず選挙に行っているって言うのです。障害者の方で。この1票が重いじゃないですか。

本当に、模擬投票をやってくれたことで、それから10年、一度も欠かしていないという、その言葉を聞いて、私、すごくうれしくて、また、そこにすぐ応えてくれた選管にも感謝したいなという思いでいっぱいなんですけれども、そういった、過去、実績がある中で、現在、学校において、

選挙への意識啓発、出前講座をやっているというのは分かりますけれども、模擬投票等も含めて、どのような啓発を行っているのか、伺います。

○蛸名選挙管理委員会事務局主幹 毎年、市内小中学校、高等学校、特別支援学校に対し、児童生徒が選挙権を得る前の早い時期から選挙を身近なものとして受け止め、選挙への関心を持ち続けることができるよう、選挙の仕組みや投票の方法についての講座と模擬投票を行う出前講座の案内を行っております。

令和7年度においては、小学校2校、中学校1校、高等学校1校から申込みがあり、実施したところです。また、高等支援学校については、令和元年度から令和6年度までは、毎年、依頼を受け、実施しておりましたが、令和7年度は依頼がなかったところです。

○高花委員 依頼がなかったからやらないのが選管なんですよね。依頼がなくても、いかがですかと。まあ、忙しいですからね。でも、選挙中に行ってくださいということではないです。そこは、今後、考えていただきたいなというふうに指摘いたします。

次に、移動期日前投票について伺ってきたいと思います。

そもそも、私は、移動期日前投票、投票所に行く方が困難な方のために移動投票というのをやったらどうかということをおっしゃっていただきました。かつ、大学でも、期日前投票をやったほうがいいんじゃないか、また、会派でも、商業施設に増やしたらどうだと予算要望もさせていただいて、今はそれができている状況ですけども、どうも、この移動的な期日前投票、大学、何か所か行かれています、若者だけではないんです、私が訴えていたのは、高齢者の対応についても、どう考えているんだということを何度か質問させていただいております。

その後、どのような検討をされたのでしょうか。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 移動期日前投票所につきましては、本市としましては、特に投票率が低い傾向にある若年層への働きかけを充実させるものとして、身近な場所で投票する機会を確保するとともに、選挙に対する意識啓発を図ることを目的として実施しておりまして、校内での事前周知や呼びかけなどについても大学等の協力を得ながら取り組んでいるところです。

以前、委員から高齢者等を対象とした実施につきましての御質問があった際に、実施における課題として御答弁申し上げましたけれども、市内の高齢者の居住実態としましては、公営住宅などの団地で暮らす方、マンションや施設に入所されている方、一般住宅で暮らす方など、市内全域に様々いらっしゃる中で、移動期日前投票所で全てにお応えするためには相当数の巡回が必要であり、仮に限定して設置するとしても、妥当性のある基準の設定方法ですとか、バス2台の駐車スペースの確保などといった課題については、現状においても同様に大きな課題であると認識しております。

また、バス1台では投票所として極めて狭いため、バス2台を使用して運用しておりますが、バスからバスへの移動の不便さですとか、車内のスペースも限られていますので、安心して投票できる市内12か所の期日前投票所を御利用いただきたいと考えております。

○高花委員 やる気のない答弁だったと思います。

できない理由を述べるのは幾らでもできると思います。私どもはどうすればできるかという話をここでしているわけであって、その答弁をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、実際に、大学で、ここ最近、移動期日前投票をやっておりますけれども、実際、利用

者数はどのような状況でしょうか。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 移動期日前投票所については、令和6年の衆院選から実施以降、これまで4回の選挙で実施しております。

まず、令和6年の衆院選では、大学等4校で実施しまして、利用者数は301人、令和7年の参院選では、大学等4校で実施し、利用者数は215人、令和7年、市長・市議補選では、2校が夏休み期間中であったため、2校での実施となりまして、利用者数は54人、令和8年の衆院選では、大学側の事情により1校が実施できなかったため、3校での実施となり、利用者数は149人となっております。

○高花委員 今、お聞きしましたけれども、比較的大学での利用が少ないなど。このうち大学生が何人か分かりませんが、近隣住民の方も来られているというふうに思います。

これが実態です。私は、別に、アパートで、前でやってくれとは言っておりません。公営住宅というのがあります。市内にはマンモス団地の場所が何か所かあります。まずはそういったところでやってみるべきではないかという話をさせていただいているんですけれども、若い方だけではない、真面目にずっと投票してきた、でも、行きたくても行けない方がいる。近くにもっと移動投票所が来てくれれば投票率も上がるかもしれない、まず、やってみなければ分からない、そういった考えが、また、あるのかどうか。より移動投票所の効果を生むものと思いますが、実際、大学、回って何年か、2年、3年かな、しておりますけれども、そんなに人数は増えていない。どうしても、参議院議員通常選挙なんかは夏休みですから、学生が減ることも考えられる。

4か所全部、大学じゃなく、2か所は公営住宅の前でやってみようとか、そういう発想はなかったのか、見解をお聞きたいします。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 移動投票所については、令和6年の衆議院議員総選挙から導入しましたが、全国的にも導入事例が少なく、ほかの自治体から問合せがあるなど、先進的な取組として扱われています。

過去4回の選挙で移動投票を行った感想としては、まず、よかった点は、機動性が高いこと、立会人や従事者の人数が節約できることです。一方、課題点としては、広い駐車スペースが必要なこと、車内がそれほど広くないため、混雑しやすいことです。

高花委員の御意見にありましたとおり、身近で投票できる便利さというのは移動投票所のメリットであり、いろいろな活用方法が考えられます。選挙管理委員会でも検討を重ねていますが、例えば、今お話がありました市営住宅で行ったとしますと、その後、あらゆる施設等での巡回要望が寄せられ、收拾がつかない可能性もありますので、活用方法は慎重に考えているところです。これにつきましては、実は、移動投票所を始めてから、いろんな方から様々な御意見をお伺いして、それぞれの場所、やはり納得できるようなところがあるんですけども、やはり限りがあるということですので、ちょっと慎重に考えているというところはございます。

また、実は、移動投票所を導入したときに、私も、実際、そこで投票してみました。そのときの感想としましては、やはり、珍しいということもありまして、ワクワク感があるということで、これは、若い方の関心を引くのにはいいかなと思いましたが、もう一方で、バスの中に、いろいろ、記載台ですとか、投票箱とか置いていますんで、やはり手狭だなというのは率直に感じますので、高齢者の方がもし利用されることを考えますと、ステップがあつたり、ちょっと狭いので、もし一

人で不安な方は家族の方がついていくっていうのはなかなか不便かなというところもあって、そういう面もありまして、ちょっと、使うのは、まだもう少し慎重に考えているというところがありますので、委員の思いはよく私も分かるんですけど、安全面と運用の面でまだまだちょっと慎重に考えていかなければいけないというふうなところはよく考えているところです。

現在は、若者の投票率向上を目的として大学等を巡回していますが、基本的には、支所や商業施設など12か所の期日前投票所を利用していただき、移動投票所は、投票所の統廃合が必要になった際に郊外での利用を想定しています。やはり、まちなかですと、建物の中ですと、そういう高齢者の方の支援がしやすいということもありますし、郊外ですと、駐車するスペースも十分あると思いますし、投票者も少ないですのでゆっくりと支援もできるかなということで、当面、そういう役割分担をして移動投票所を使っていきたいというふうな今のところの考えを持っております。

また、新たな取組として、共通投票所の導入も検討しており、期日前投票所、移動投票所、共通投票所、そして当日の投票所を組み合わせながら、本市に適した選挙の在り方を今は模索しているところです。今後、人口の減少や投票従事者の人員確保が厳しくなる中、投票区の再編や投票所の統廃合も検討していかなければならないと考えています。そうした中でも、投票率の向上や投票しやすい環境づくりを念頭に置きながら、将来を見据えた選挙体制を目指してまいります。

○高花委員 共通投票所というのでも検討していると、やってみる価値はあると思います。いろいろ、だから、先ほども、できない理由は幾らでもあると思います。危険性もあると思います。それを言っていたら、ゴムマットだって危ないですし、いろいろ危ないんです。

でも、先ほど一つの例を出させていただきました。たった1回の模擬投票で10年間欠かさず行っている。私だって、もしかしたらこれが最後の投票かもしれないという思いで毎行っています、何があるか分からないですから。そういう一つ一つを大事にして、できない理由ばかりじゃなく、どうすればできるかという発想で取り組んでいただきたいというふうに指摘して、私の前半戦の質疑を終わらせていただきます。

○皆川副委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○江川委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 それでは、財政のほうを3つぐらいと、それから、公共施設の整備のことと、最後は、旭川市の広報予算について伺っていくという順番でお願いしたいと思います。

まず、旭川市の財政力について伺いたいと思います。

最初に、資料をいただきましたので、財政指標についての認識を伺っていきいたいと思うんですね。

まず、過去10年の財政力指数、それから、実質公債費比率、将来負担比率の推移とその評価について伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 平成27年度以降の10年間の推移でお答えいたしますが、財政力指数につきましては、平成29年度まで上昇傾向にございましたが、それ以降はほぼ横ばいで推移

しており、直近の令和6年度は0.529となっております。

実質公債費比率につきましては、毎年0.2ポイント程度の上昇で推移しており、令和6年度は9.1%となっております。将来負担比率につきましては、平成29年度をピークに、令和3年度まで低下傾向でございましたが、それ以降はやや上昇傾向で推移し、令和6年度は84.2%となっております。実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、他の中核市と比較しまして高い状況であり、引き続き、財政の健全化に取り組んでいく必要があると考えております。

○能登谷委員 人口10万人以上の道内9市の中で北見市と札幌市に次いで高い経常収支比率になっているようですが、その推移とその評価についても伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 経常収支比率につきましては、平成29年度まで上昇傾向で推移しておりましたが、それ以降は、コロナ禍の影響が大きかった令和3年度及び令和4年度を除きほぼ横ばいで推移しておりまして、令和6年度は前年度から0.4ポイント低下した96.2%となっております。

道内主要市の中では比較的高い水準となっており、財政の弾力性が高くはない状況であると認識しております。

○能登谷委員 市債残高の推移も聞きたいと思うんですね。財政調整基金や、それから、各種基金の推移についても併せて伺いたいと思います。

基金の資料はいただいていないんですが、基金残高の総額もお示しいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 平成27年度以降の年度末残高でお答えいたしますが、市債のうち、臨時財政対策債につきましては、令和3年度まで増加傾向でありましたが、それ以降は減少傾向で推移し、令和8年度で403億円を見込んでおります。また、臨時財政対策債以外の残高につきましては、令和3年度まで減少傾向でありましたが、それ以降は増加傾向で推移し、令和8年度で1千182億円を見込んでおります。

次に、基金でございますが、財政調整基金につきましては、令和元年度まで減少傾向、コロナ禍の令和2年度から令和4年度までは増加傾向で推移し、令和5年度から再び減少傾向となりましたが、令和7年度で前年度比7億円増の70億円、令和8年度で62億円を見込んでおります。

その他の基金では、減債基金が令和3年度に臨時財政対策債償還基金費分等を積み立てたことに伴い、前年度比2.1億円増の2.6億円となり、その後は2.0億円台で推移しております。また、庁舎建設整備基金につきましては、令和元年度の2.5億円をピークに、その後は、総合庁舎の建設工事等に伴う取崩しにより、令和8年度で1億円の見込みとなっております。また、動物愛護基金、アイヌ施策推進基金、農業振興基金につきましては、ふるさと納税による寄附金の増等により、年々増加しております。

基金の総額につきましては、令和2年度まで100億円前後で推移しておりましたが、令和3年度以降は、減債基金や財政調整基金等の増加により平均で12.0億円程度となっております。

○能登谷委員 令和7年度末の財政調整基金残高の見込み、これは70億円で、基金は増えて市債残高は減ったということで、市長の認識はそんなようなところでしたが、既に議論もありましたけれども、臨時財政対策債、これがもうなくなっていくということで、新たには発生しないわけで、減る一方ということだと思いませんか。

この臨時財政対策債を換算するとどうなるのか、これまで議論もありましたが、改めてお示しい

ただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 市債につきましては、令和4年度以降、臨時財政対策債が新規発行額の減少に伴い減少している一方で、臨時財政対策債を除いた市債は、新庁舎の建設や小学校の増改築、廃棄物処理施設の整備等に伴い、増加しております。

○能登谷委員 市債残高、債務負担行為、第三セクターに対する債務保証など、旭川市の債務管理の現状についても伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長 まず、市債残高につきましては、行財政改革推進プログラム2024におきまして、建設事業等債の目標額を定めており、市民生活や地域経済への影響等から優先順位を検討するなど、計画的な整備に努めております。

また、債務負担行為につきましては、将来にわたり支出を伴うものでありますことから、その必要性や財政への影響を精査した上で設定しており、第三セクターに対する損失補償につきましても、公共性や公益性の観点、また事業計画等からその適正を判断し、適切な管理に努めております。

○能登谷委員 市債残高は先ほど聞いたところなのですが、債務負担行為、それから第三セクターに対する債務保証、この10年の推移はどうなっているのかも併せてお聞かせください。

○今田総合政策部財政課主幹 健全化判断比率の一つである将来負担比率に関連する金額で申し上げますが、将来負担比率の算定では、既に支出の原因となる行為の履行が完了し、その支出額が確定した債務負担行為の支出予定額を基礎としておりまして、その額の推移につきましては、平成27年度の40億2千万円から、社会福祉施設に対する償還補助の減少等により年々減少しております。令和6年度では16億3千万円となっております。

また、第三セクターに対する損失補償につきましては、平成27年度の2億6千万円以降、2億円台から3億円台で推移した後、令和6年度は1億4千万円となっております。

○能登谷委員 市長が市政方針で述べた財政の認識と大分違うんじゃないのかなあというふうに率直に言っていると思います。

今日も、財政指標について、るる聞いてきたんですが、これら全体を見て旭川市の財政力はどのように見ることができるのか、お示しいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 本市の財政状況についてでございますが、財政調整基金の残高については、令和5年度以降、総合庁舎の建て替えや物価高騰のため、決算での取崩しが続き、残高が減少しておりましたが、令和7年度は3年ぶりに増加に転じ、70億円を上回る見通しとなっております。また、当初予算における収支不足額が市税の増などにより前年度よりも縮小するなど、一定の改善が図られているものというふうに認識をしております。

しかしながら、経常収支比率や実質公債費比率、あと将来負担比率などの財政指標については比較的高い水準にございますので、持続可能な財政運営に向けて、引き続き、歳入と歳出の両面から財政の健全化の取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

○能登谷委員 結局、特別よくなっている状況はないんじゃないかなと思うんですね。厳しさが増しているような気がするのですが、何か、今津市長になって、そして2期目にも入って、特別よくなったという感じはしないなという感想だけ述べておきたいと思います。

続いて、項目は違うのですが、同じ人たちに聞くこととなりますけれども、財政規律についても

伺っておきたいと思うんですね。

一つは、債務負担行為についてなのですが、地方自治体において債務負担行為の期限はあるのかどうか、伺いたと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 地方自治法上、債務負担行為の期間に係る上限は設けられておりません。

○能登谷委員 そうしたら、市債を借りる場合の償還期限はどうなっているのでしょうか。

あわせて、参考まで、新庁舎建設に伴う市債の償還期間もお聞かせいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 建設事業費に係る地方債の償還年限につきましては、地方財政法第5条の2において、「公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。」と規定されております。このほか、財政融資資金のように借入先におきまして償還期限を定めている場合もございます。

また、新庁舎の建設に伴い発行した市債の償還期間につきましては、30年となっております。

○能登谷委員 市債の償還期限については、新しい庁舎の場合は30年だということで、しかも、これは地方財政法で定められて耐用年数を超えないようにするということだと思うんですね。当然、そうだなと私も思います。

それでは、PFI事業の場合、国の債務負担行為の期限は30年とされていると思いますが、その趣旨はどのようなものなのでしょうか。

○今田総合政策部財政課主幹 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第68条におきまして、国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務負担行為により支出すべき年限は30か年度以内と規定されておりますが、年限の趣旨につきましては把握していないところでございます。

○能登谷委員 趣旨は確かに書いていないんですね。書いていないけども、大体類推できるんじゃないかと、今言っている範囲で見ても、耐用年数を超えないとか、いろんなものを見ればと、私は思います。把握していないということで、それ以上は言えないのですが、結局、30年以上になると財政規律が保てないということではないかと私は考えています。

1月に、八戸市にある非保有方式のアイスアリーナ、フラット八戸を視察させていただきました。ここは、もともと民間のアイスアリーナがあったので、ちょっと旭川のいろんなアリーナとは違うんです。もともと民間だった、それがなくなっちゃいましたので。

それと、長年、このまちが育んできたスケートの需要があるんですよ。学校の授業はスケートなんですよね。スキーではないんです。だから、私たちが行ったときにも、私と江川委員長と上野議員とで行きましたが、その間も学校2つぐらいが来て、大きなアリーナなので、そこで、地元の、ほとんどおじいちゃん、おばあちゃんのような人ですけれども、ボランティアで、もちろんスケートはすごいまいんですね。その人たちが教えてくれている、学校の先生も一緒になって教えてもらっているという状況でしたよね。

だから、長年、八戸は、スケートの需要があって、それ以外に市有のアイスアリーナもあって、国体も開けるほどのいろんなもの、スピードスケートは2レーンで400メートル取れるんだからすごいですよね。そんなのがほかにいっぱいあるんですね、そういう環境だということの中で。だから、もともと民間のものがあって老朽化してなくなっちゃったと。アイスホッケー連盟が

持っていたんです。それがなくなって、需要もあって、しかも、市が駅の裏側のほうを新しく再開発して、誰か来てほしい、誘致したいという中で、それらがかみ合ってきたというのがフラット八戸なんですね。

市は、施設の利用時間の3分の1程度を賃借料として払う。年間1億1千万円、公共の利用枠をそこで確保して、複数の学校がスケート授業をやったりとか、いろんなイベントをやったりももちろんします。年間を通じて使うので、下は全部氷なんですよ。いつも凍っている。だから、旭川のアイスアリーナとはちょっとイメージが違います。ずっと凍っているんだけど、夏はその上に保温材料や何かを敷いて、床を造って、バスケットやバレーの大会もできるし、それから、いろんなイベントもできる。夏は快適だと言っていました。下が氷だから涼しいんですよ。それはいいんだけど。

それで、私の言いたいところは、学ぶべきものがすごくあったので、後半の議論のときにも言いたいと思いますが、今回言いたいことは、市は、民間施設なので、そこと協定を結んだと。30年なんですよ。で、聞いてみました、何で30年なんだ、50年、60年ということは考えられなかったのかというふうに聞きましたら、財政規律上30年が上限ですとおっしゃいました。もちろん、八戸市も債務負担行為の期間の上限がないことは理解されていると思うんですよ。だけど、財政規律を重んじれば30年としたということだと思うんですね。上限がないからといって60年とか100年でもいいか、200年でもいいかということにはならないんじゃないかな。しかも、そんなものが2つも3つもそうだったらどうなるというふうになりますよね。だから、将来の財政運営に責任が持てなくなるということのないように、財政規律を重んじていること、それが大事なんじゃないかなと思うんですね。

それが、市債の場合の耐用年数であったり、国のPFI事業の30年であったり、それらを準用して定めていく必要があると思うのですが、長期に渡る財政運営上、財政規律が大事だと思いますが、その点、市の見解を伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長 持続可能な財政運営を実現するためには、財政規律を設定し、財政の健全化といったものを進めていく取組は必要であるというふうに認識をしております。

本市では、現在、行財政改革推進プログラムにおきまして、財政規律に相当する財政健全化指標について、市債残高や基金残高等の目標値を設定し、その目標の達成に向けて歳入、歳出の両面から行財政改革に取り組んでいるところでございます。

○能登谷委員 それで、市町村の場合、債務負担行為の期間の上限がないということですが、もとの趣旨は、債務負担行為って、長年にわたる期間を想定しないのではないのでしょうか。市町村の会計は単年度主義ですからね。しかも、複数年になる指定管理者でも5年程度ですよ。だから、長期にわたり自治体の財政運営に影響を与えることは想定されていないから上限は決められていないと思います。だとすると、今、行革で示しているような財政健全化の指標などを参考にしながら、また、国や市債の上限なども参考にしながら、きちっとやっぱり財政規律を守っていくということが必要なんじゃないかなと思います。

最後に伺いますが、債務負担行為65年、財政規律上の課題が多いのではないかと思います、市としてはどんな課題があると考えられるのか、お示しいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 債務負担行為は将来にわたって債務を負担する行為であるため、一般的に

は期間が長くなるほど財政運営の見通しが立てにくくなり、その精度も低下するものでありますことから、長期の債務負担は財政的リスクが高まるといったような課題もあるのかなというふうには思っております。

○能登谷委員 財政運営の見通しの精度が下がる、当然だと思うんですね。そんな50年も60年も見通せませんよ、世の中、どうなっているか。それに財政的リスクも高まるということで、課題があるんじゃないかという認識でした。私もそのとおりだと思います。今後、いろんなことに生かしていきたいと思いますので、これについては終わります。

財政力、財政規律については終わるんですが、この後、また同じ人が答弁するので、ちょっとまだ残ってください。

3つ目の課題は、使用料、手数料についてです。

予算における使用料、手数料ですね。これも、資料をいただきました。一般会計における使用料、手数料の推移ですね。令和4年度から8年度までの、8年度は予算ベースですけれども、その推移ということで、なかなか分かりやすい資料をいただいたなあというふうに思います。

使用料、手数料の年次ごとの推移はどうなっているのか、特徴的なことについてお示しいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 一般会計当初予算における令和4年度から令和8年度までの5年間の推移について、100万円単位で申し上げますが、16款1項の使用料では、令和4年度が18億3千300万円で、以後、18億円台で推移し、令和8年度は17億9千700万円で18億円を下回っております。16款2項の手数料では、令和4年度が13億3千200万円で、以後13億円台で推移し、令和8年度は13億2千600万円となっております。

使用料では、公営住宅使用料等を含む6目の土木使用料が最も大きく、令和8年度は11億400万円で、使用料全体の約6割を占めておりまして、手数料では、家庭ごみ処理手数料等を含む3目の衛生手数料が最も大きく10億7千600万円で、手数料全体の約8割を占めているところでございます。

○能登谷委員 この表を見ても、合計額が上に出ていて、令和4年度から8年度の予算までということで、何で令和8年度だけこんなに一番低いのかなあと、率直に言って疑問になりますよね。令和7年度との対比でも9千200万円も下がっているということなんですよ。

資料では、毎年、約1千300万円から2千万円ほど、ずっと推移を見ても令和7年度まで上がってきたというのに、令和8年度だけ下がるというのはなぜなのでしょう。

○今田総合政策部財政課主幹 使用料、手数料の総額では、令和5年度が公営住宅使用料の増等により前年度比1千714万5千円の増、令和6年度が火葬場使用料の増等により2千27万1千円の増、令和7年度は建築申請手数料の増等により1千313万3千円の増となる一方で、令和8年度は、家庭ごみ処理手数料や建築申請手数料等の減、これらに伴いまして9千236万3千円の減となっております。

○能登谷委員 それで、令和8年度だけ家庭ごみの処理手数料とか建築申請手数料が下がるという予算になるというのは、それは一体なぜなのでしょう。

○今田総合政策部財政課主幹 衛生手数料でございますけれども、ごみの処理・処分関係の手数料が排出量の減等により3千3万8千円の減となったこと、また、土木手数料では、建築申請手数料

が今年度の実績を踏まえた積算により2千560万9千円の減となったことが主な要因となっております。

○能登谷委員 他の部分も、皆、下がっているんですよね。今言ったことだけでなくね。上がっているのは、ちびつとなんですよ。下がるのは、結構、いろんな意味で下がっている。土木使用料も下がっているとか、衛生手数料は約4千万円、土木手数料約2千万円。しかも、この5年間と比べても、なぜこんなに下がるかというぐらい、相当違和感がありますよね。実績と合わない。

だから、人によって、今後、使用料、手数料の引上げが検討されている、予定されている中で、その分、先に見込んで引き下げているのではないかと勘ぐる人もいますよ、これを見てね。だから、財源が不足する中で、これ以上財政調整基金を取り崩したくないというために——下がれば崩さなきゃならないから、逆か。いずれにしても、何か、数字に手が入ったんでないのかと疑う人もいますよね。ちょっと分かりにくい。

令和8年度の使用料、手数料の予算がどうしたらこのような実績に合わない低い数字になるのか、もう少し実情をお聞かせいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 今回、特に減少が大きい使用料及び手数料につきまして、直近の実績である令和6年度決算額と令和8年度予算額の100万円単位での比較になりますが、土木使用料は、令和6年度決算額10億500万円に対し、令和8年度予算額が11億400万円、衛生手数料は10億3千400万円に対し、10億7千600万円、土木手数料は2千400万円に対し、6千200万円となっております、令和8年度予算の積算は、令和6年度の実績や今年度の決算見込み等を踏まえて行ったところでございます。

○能登谷委員 令和6年度に近いよということを言っているのね。近いかな。土木使用料は6年度に近いかな。近くないでしょう。令和6年度は11億3千700万円だった。それが、約11億円、3千万円ぐらい下がっていますよね、令和8年度の土木使用料でね。

それから、衛生手数料約11億2千万円から約10億7千万円、全然、令和6年度の実績と見比べて、7年度はたしかに経過中だから決算されていないかもしれませんが、予算ですよ。だから、6年度は決算が出ているから、それをおっしゃっているのかもしれないですよ。

これは、本当に令和6年度、7年度の実績に近いんだということでしょうか。それだったら、こんなに下がらないんじゃないの、逆に言うと。みんな赤いというか、黒三角よ。だから令和7年度だけ特別おかしくて、7年度比で出すと、こんなに9千万円も全体で下がるというものだっておっしゃりたいのでしょうか。

○今田総合政策部財政課主幹 使用料、手数料の積算につきましては、ほかの歳入もそうでございますけれども、その時点で把握し得る状況、例えば、過去の実績ですとか推移、また、次年度の状況などに基づいて積算しておりまして、先ほど申し上げましたのは令和6年度決算と令和8年度予算との比較というところでございまして、例えば、土木使用料につきましては、令和6年度決算額10億500万円となっておりますけれども、令和8年度予算額が11億400万円ということでございまして、6年度決算額よりは若干多いような数字となっております。

○能登谷委員 そうしたら、令和7年度の予算がふかし過ぎたってことか。そうなんちゃうよね。令和6年度の実績よりは、今言ったように、ちょっと増やしていますよ、令和6年度の決算、実績よりちょっと増やしていますよと。ということは、令和7年度は実績に基づかずふかしている。だ

から、令和7年度と8年度を比べたら、こんなに下がっちゃうということかな。

○小澤総合政策部次長 令和7年度予算を積算するときは、6年度の決算がまだ出ておりませんので、5年度であったり4年度であったり、直近の、もちろん額ですとか傾向だとか、あと、年度によって、例えば、手数料であれば、許可申請であれば、例えば3年置きで許可が来るようなものは3年ごとに増えたり減ったり、そういう波もありますので、そういったものを加味して一応積算はしており、決してふかしているということではございません。

○能登谷委員 だって、違うもん。そうすると、毎年、ふかしているということになるよ。令和7年度だけでなく、ずっと多いのよねって、結果的に。衛生手数料もずっと多いのよねと。そんな予算っていいのかね。

まあ、いいわ、そこは飛ばすわ、数字はそこでないので。

そういう中で、使用料、手数料の一斉引上げが準備されているということで昨日も議論がありました。なぜ、これは一律1.5倍になるのか、その根拠をお示しいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 今回の見直しにおきましては、新料金の算定は、使用料、手数料ともに令和4年度から令和6年度までの3年間のコストを基に行っており、算定した額が改定前の1.5倍を超える場合には1.5倍を上限としております。

この上限の設定につきましては、平成29年10月に本市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針を改定した際に、料金改定に伴い、料金が急激に上昇することを防ぐための激変緩和措置として、他の中核市の導入状況も参考に本市でも導入することとしたものでございます。

○能登谷委員 1.5倍を上限にして激変緩和している、それはいいんですよ、それ以上、行くなっていうことだから、そこは問題にしていない。だけど、1.5倍も行かなくてもいい場合が多いんじゃないのということを言っているんですよ。だから、動物園とか大雪アリーナとかを実際に見直しているし、大雪アリーナなんかは、計算し直したらそんなに必要ないというので1.3前後になりましたよね、1.29とか1.31とかね。じゃないのということだから、それ以外のほかの使用料、手数料について、いろいろと算定根拠はそれぞれちゃんとあるんですか。それとも、行革がうるさいから1.5までにとどめたのか、その辺はどうなんですか。

○小澤総合政策部次長 先ほどお話がありました大雪アリーナにつきましては、夏季と冬季でのコストの変動といった他の公共施設にはない特殊性を改めて踏まえて、より実態に合った算定方法に見直したものでありまして、また、動物園については、取組指針の対象外の施設であるということや、将来の収支見通し等により料金算定を行っていきまして、直近で市民利用が減少している状況を踏まえて市民料金のみを修正したもので、いずれもパブリックコメントでいただいた御意見を参考としつつ、施設固有の特殊事情を踏まえた中で料金案を修正したものでございます。

今回の新料金の算定につきましては、大雪アリーナといった施設も含めて、全て、取組指針に基づき、令和4年度から6年度までの3年間のコストの実績だとか、受益者負担の割合、あと施設の面積等を用いて算定をしているところでございます。

○能登谷委員 大雪アリーナと動物園のはもうよく分かったので、いろいろ見直して、市民意見も反映して、それから、大雪アリーナについては計算し直したと言うんだから、大したものですよ。

ほかはどうなってんのということを聞きたいですね。ほかは、それぞれ個々に算定して、みんな

1.5を超えちゃったのか、それで1.5にとどめてくれているのか、それとも、よく算定していないのか。そこら辺はどうなのかなと思って。

○小澤総合政策部次長 算定の結果、1.5倍を超えていない施設については、もちろん1.5倍までは行っていませんので、1.5倍を超えている施設のみが1.5倍まで下がるということでございます。中には、1.5倍に行っていない施設もあったかと思います。

○能登谷委員 もう一つ確かめておきたいのは、パークゴルフ場は利用率が低い、だから、当面、据え置きましょうか、そのうち検討しますという感じだよね、簡単に言えば。それは、パークゴルフ場だけなんですか。ほかにも、そういうものは、利用が全然進まないからちょっと据え置きましょうとか、そういう配慮をしたところはあるんですか。

○小澤総合政策部次長 パークゴルフ場につきましては、特に、利用者が10年前から半減しているという状況だとか、あと、施設の数がたしか20弱ぐらいあった、そういった特殊事情を踏まえて、現時点では、パークゴルフ場のみ、施設の集約化も併せて検討するという中で料金改定についても行いたいというふうに考えております。

○能登谷委員 そこは、市長の公約だからそうしたとか、そんなことにならんもんね。きっと、何か、政策判断でしたっていうことに答弁としてはなるんでしょう。

そうすると、パークゴルフ場以外にも利用がすごく減っていて、だけど、市としては、ここは推進したいと。それは、スポーツだって体育施設だっていろんなことがあると思うんだけど、そういう政策判断はほかにもあるんでしょうか。

○小澤総合政策部次長 今の時点では、パークゴルフ場以外、考えているものはありません。

○能登谷委員 ますます市長の公約から来たのかなと思いたくもなりますが、そんなわけではないよね、市の仕事というのはね、多分。

それで、昨日も高木委員の質疑がありまして、なるほど、そのとおりだなと思いながら聞かせてもらいました。

一般廃棄物のごみ処理というのは、自治体の責務として法律で定められていますよね、廃掃法でね。だから無料のところもあるし、大阪市は本当にまだ無料なのか。すごいですね。びっくりしました、昨日、聞いて。旭川市も、もともと無料でした。だから、有料化のときは、高木委員もおっしゃっているとおり、ごみ減量のためのインセンティブを働かせるんだということで、大分、そのとき豪語しておりました。

それから、説明会も相当やりましたよね、あのときは、有料化になるということで。だから、自治体の責務である以上、例えば、基本的な部分は市の負担にして、一定の量までね。それを超えて出すという部分は、負担の公平で半分は自己負担にするとかというのであればまだ分かるんですけど、全部、一律ごみ袋を1.5倍にするというのは、ちょっと何か無理があるんでないかなと思うんですね。

動物園、大雪アリーナは市民意見で見直した、生活保護世帯の減免は今後検討する、パークゴルフ場は、利用者が減っているので据え置いて、今後の検討だと。だから、見直しの根拠もばらばらでないのかな。ダブルスタンダードもいいところというか、トリプルスタンダードとか、クアドラプルスタンダードというものもあるそうですよ。調べました。トリプルの次は何かと思って調べたら、フォースでもないんですね。いやあ、全然知らなかった。クアドラプルスタンダードと言うん

ですよ。勉強になりました。だから、こんなにスタンダードがいっぱいあっていいのかなと、率直に言っていますね。

あつ、そこで聞いてみるか。そんなにスタンダードがいっぱいあっていいのかな。

○熊谷総合政策部長 今、パブリックコメントとかでもいろいろと御意見をいただいております。市民の意見を十分にお聞きしながら進めてまいりたいと思っておりますし、パークゴルフ場の話がありましたけども、政策的という部分のお話で申し上げますと、確かに、今、10年間で利用者は5割以下ということで大幅に減少しています。ただ、こちらにつきましては、市民の健康だとかコミュニティ、そういった部分の増進に寄与しますので、こちらについては、しっかり状況を見極めて、今後も持続的にパークゴルフ場を運営できるような、そういった形のためにちょっと先送りした内容でございます。

今、1つ目ですね。あと、2つ目となりますけども、この後、ごみの話もありましたけども、ごみにつきましても、今、様々、御意見をいただいています。パブリックコメントですか、あと、市民説明会でも御意見をいただいておりますけども、ごみの減量や資源化の促進に加えまして、やっぱり、負担の公平性、こちらにつきましても重要だといった視点でございます。

先ほど次長のほうから上限額1.5倍という話もありましたが、こちらも、ごみのほうもこの取組指針の対象となっております。いろいろと、これから、市民の皆さんの意見、附属機関等で御意見を聞いてまいりますけども、今現在のところは、こうした我々でまとめた修正案、こちらのまま進めていきたいと思っているところでございますし、これからは附属機関でいろんな御意見があると思いますけども、こちらにつきましてはしっかり検討してまいりたいと考えています。

○能登谷委員 昔、ゲートボールというのもありましたよね。あれは、もう激減しましたよね。あれは、何もね、特に、知らないうちに減っちゃったんだけど、そんなようなものはいっぱいあるような気がするな、僕。でも、政策だったら、それをどうしても振興させるというのが市の政策であれば、それはそうなのかもしれませんけど、その政策が先に必要だと思うな、どっちかということ。市長の公約だからっていうんじゃないくて、市としてどうしたいという政策判断が先に行くんじゃないかなと思うんですね。

ごみ袋は全ての市民に関わることで、しかも、市の責務も明確になっているということで、もっとしっかり検討した上で、ここは分けて考えたほうがいいんじゃないかなと思います。説明会とか市民合意を図りながらどうするという中で提案していくことのほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、最後、そこだけ見解を伺って、この部分は終わりたいと思います。

○熊谷総合政策部長 指定ごみ袋の料金見直しでございますけども、全世帯に経済的な影響が生じるものでございますが、一方、近年のごみ処理コストの増加、そういった部分を考慮しますと、やっぱり、現行サービスを維持する上では料金の見直しは必要だというふうに考えております。

導入が平成19年度でございますが、こちらは、ちょっと先ほども申しましたが、ごみの減量化や資源化の促進に加えまして、各家庭で排出するごみの量に応じた負担の公平性を確保する、そういった目的でございます。将来を見据えた財政運営のためには、市民の皆様には一定の御負担をお願いしなければならないと考えているところでございます。

先ほども申し上げましたが、これから各附属機関等からまた御意見等も頂戴してまいりますので、こちらをもって最終案としてまいりたいと考えているところでございますので、御理解のほ

ど、よろしくお願いいたします。

○能登谷委員 市長の選挙公約マターであるのはよく分かっていますが、やっぱり、もっと政策判断をきちっと定めながら行くということが必要だなと。まず引上げありきでなくて、そういう対応も必要でないかなということだけ申し上げておきたいと思います。

それで、この項目は終わります。

あとは、公共施設のことと広報予算のことですので、一旦、区切りたいと思います。あっ、一旦区切りでないな、そこは終わりにしたいと思います。

次に、公共施設の整備について伺いたいと思います。

市政方針においては、市民文化会館の建て直しに関連し、市民サービスの持続的な提供のために近隣市有施設の集約の可能性に関する検討を行うというふうに市長が述べられています。これは、一体どういうことなのかなあということについてお聞かせください。

○今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 現在、市民文化会館の建て替えに向けた検討や基本計画の策定などが進められております。既に老朽化している近隣の集会施設における会議室など、文化会館と同様の機能を有する諸室の扱いに関する検討も必要と考えておりますことから、現在のサービスを持続的に提供できるよう、市民文化ホール等への機能集約の可能性についても検討しようとするものでございます。

○能登谷委員 これは、そうすると、ホール機能のことでなくて、会議室など、ほかのいろんな部屋の取扱いということなんでしょうかね。

○今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 ホール以外の会議室だとか、そういうような諸室の取扱いということになっております。

○能登谷委員 分かりました。

それで、公共施設等総合管理計画では、基本方針として施設保有量の最適化を掲げておられます。文化会館については、建て替えに合わせて施設の集約化だと今おっしゃっていましたが、集約化、複合化か、それに伴うダウンサイジングなどを進めようとしているということが分かりましたが、そうすると、体育施設、スポーツ施設に関してはこういった取組をされるのか、お聞かせください。

○今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 スポーツ施設に関する取組についてでございますが、文化施設や集会施設などと同様に、スポーツ施設につきましても、老朽化、コスト、あと、担当部局が押さえている利用状況ですとかニーズなどを踏まえながら、今後の在り方などについて検討を進めるといったところでしております。

○能登谷委員 利用状況とかニーズなどが大事だということでお聞きしました。

そのスポーツ施設に関わって、昨年、市は、東光スポーツ公園複合体育施設を総合体育館と同様の役割を持つ施設として、それから、花咲スポーツ公園の新アリーナを総合体育館の役割を引き継ぐ施設とはしなかったというふうに思うんですが、本市に新アリーナという新規で整備した施設が1つ増えることになると思うんですね。需要とか利用状況が大事だという中で、ニーズが大事だという中で、これは公共施設等総合管理計画の趣旨に反するのではないか。全体の面積が大きくなるし、ニーズと言っても、大会とか新たに持ってきていたいというだけで、今あるニーズではないんですよね。それはどうなのかなというふうに思うんですが、見解をお示してください。

○今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 委員の御指摘にもございますとおり、公共施設等総合管理計画は、基本方針の一つとして施設保有量の適正化を掲げております。同総合管理計画にあっては、本市が保有する公共施設等を対象としており、まず、前提として、新アリーナといった、本市が保有せず、運営もしない施設というものにつきましては、対象施設には当てはまるものではないと考えております。

なお、仮に保有方式にあったとしても、新規整備は既に計画として策定済みのものなど以外は見合わせることでしてありますが、社会状況の変化等により、まちづくりを推進する上で新規整備などの必要性が生じたものにつきましては、必要な手順を踏みまして、官民連携による運用上の工夫なども行いながら検討を進めることを否定していないということになってございます。

また、新アリーナの整備により施設が1つ増えるのではとのお尋ねでございますが、新アリーナにつきましては、令和6年策定の花咲スポーツ公園再整備基本構想におきまして、東光の複合体育施設との2館で市内のスポーツ利用ニーズを受け入れることを想定していたところでございまして、また、公共施設等総合管理計画の中において、既に計画されている東光スポーツ公園複合体育施設のほか、新アリーナの整備を含む総合体育館の建て替えを含めた将来像に関する検討も進めることとしておりまして、その検討結果として、昨年策定したそれぞれの基本計画にあっても総合的に同様の考え方を示していることから、これが仮に保有方式であったとしても、公共施設等総合管理計画にのっとりた取扱い、進め方をされているものと考えております。

○能登谷委員 それは、ほとんど原課の言い分だよね。行革としてのチェック機能という感じはしないね。もともと行革の対象外だって先に言い切っているんだけどさ。だけど、使用料は発生するんだわ。民間がやるから、そっちでお任せでなくて、この建物は今140億円ぐらいか、と言われていの中で、使用料は年間で四億三千万何ぼ、で、65年だから二百八十数億円払うんだよね。だから、結局、倍払わなきゃならないんですよ。毎年、毎年、財政を悪化させていく。それが施設管理計画であっても、全体をダウンサイジングしなきゃなんないというのは財政上の都合だよね、もともと。どんどん膨らませて増やして行って、破綻してもいいんだと言うのであれば、何の管理計画も必要ないんですよ。

だから、本来であれば、行政内の横のいろんなところをチェックしていくのが行革の役割じゃないかなと思うんだけど、ほとんど、行革のというよりは、原課の言い分にしか聞こえなかったな、残念ながら。

とにかく公共施設等総合管理計画には対象施設にならないというのが結論、新アリーナ整備の妥当性の判断は行財政改革推進部では行わないので、そうしたらどこが行うのか。担当部局任せだったら無尽蔵に増えていくよ。いろんな課が、これ造りたい、あれ造りたい、民間だから関係ありません、無尽蔵に増やせるということになりませんか。

○浅利行財政改革推進部長 本件につきましては、官民連携ということで、これまであまり事例のないような状況ではございますけども、いずれにしても、この施設については、施設におけます本市が使用する枠でありますとか、量、必要性、こういったことが判断の材料になっていくということもありますので、本市の事務事業の取扱いとして考える必要はあるというふうに思っております。

ただ、先ほども御答弁申し上げましたけれども、新アリーナ自体は非保有施設であるということ

で、公共施設等総合管理計画の対象施設ということにはならないものではありますけれども、施設を担当する部局は当然ではございますけれども、そのみならず、当然、中には政策でありますとか予算という部分も絡んでくるわけですし、例えば、当部においても行財政改革推進プログラムを有していますので、そんな関連性もあるということになりますから、本市としての意思決定が総合的に進められなければならないものというふうには考えております。

○能登谷委員 使用枠は220日ですから、全体の3分の2、市が使ってあげますという御丁寧な使用日数で、3分の2なんですね。4億3千万円払ってあげる。自分で建てたほうが早い、2倍もかけなくてもね。

なので、やっぱり、いろんなチェック機能をきちっと行革としても果たしていつてもらいたいし、行革だけでなく、市の全体の機構の中でちゃんとチェックできないんだったら、これはやばいよということを言わなければならないと思うんですが、後半部分にも関連する質疑がありますので、そちらに詳しいことは譲りたいと思います。

それでは、そこは終わります。

最後、旭川市の広報予算だけ取り上げて、終わりたいと思います。

広報予算全体がどうなっているのかということで、そのうち、テレビ広報番組の予算も含めて、この5年間の推移をお示しいただきたいと思います。

○吉田総合政策部広報広聴課長 広報に係る5年間の予算額の推移についてでございます。

令和4年度が1億3千791万7千円、うちテレビ広報番組が975万円、令和5年度1億6千325万5千円、うちテレビ広報番組が981万6千円、令和6年度が1億7千703万円、うちテレビ広報番組が981万6千円、令和7年度が1億7千232万7千円、うちテレビ広報番組が981万6千円、令和8年度予算でございますが、1億7千198万9千円、うちテレビ広報番組が300万円となっております。

なお、全体額のうち、大部分が広報誌の制作、配付等に係る費用となっており、新年度予算におきましては1億4千983万4千円を計上しているところであります。

○能登谷委員 この5年間で、令和4年度が1億3千万円の広報予算、全体であったというのが、令和8年度は、いろいろと諸経費も上がるでしょうから約1.7億円に、3千万円以上上がったという中で、テレビ広報番組の分は975万円から発生して、今年度は980万円、新年度300万円、3分の1以下に激減しました。

この予算をカットしたことで、マイタウンあさひかわが今年度3月で終了になりました。これは、なぜやめたのか、意思形成はいつしたのか、どのように行ったのか、伺いたいと思います。

○吉田総合政策部広報広聴課長 テレビ広報番組の効果につきまして、視聴率が確認できないものや、近年、平均視聴率が大幅に低下しているものがあることから、令和6年度以前から課題として認識してまいりました。

マイタウンあさひかわにつきましては、近年の視聴率の低下などから、制作及び放送業務を請け負っていただいておりますHBC旭川放送局に放送時間や曜日の変更などを以前から御相談し、より効果的な方法はないのか、御提案をお願いしてまいりました。新年度に向けては、毎月の放送ではなく、例えば、平日の日中の時間帯に、30分番組を、年数回、放送するなどの御提案を受けており、番組のテーマや内容を含めて協議を行っているところであります。

市長や副市長とも協議を行いながら、新年度の事業の方向性について、双方確認ができた段階で予算案の額について整理を行ったものであります。

○能登谷委員 結局、視聴率重視で公共性はどうしたのかなというものなんだけど、市長や副市長とも予算の中で話し合っただけで決めたということなんですね。そうすると、何か激減して番組をやめちゃうんだけど、意思形成した文書とか決裁とか、何かそういうものはないということね。

○吉田総合政策部広報広聴課長 そういった文書での手続はございません。

○能登谷委員 それでは、広報番組マイタウンあさひかわの事業内容をお聞かせいただきたいと思います。

手話つき、字幕付きの番組としての役割についてもお示しいただきたいと思います。

○吉田総合政策部広報広聴課長 マイタウンあさひかわは、市の取組や市民の活動、まちの話題など、全道に向けて旭川の魅力を発信する広報番組で、毎月第4日曜日の朝6時30分から15分の枠で放送しております。より幅広く多くの方に見ていただけるように、手話通訳や字幕を取り入れているところであります。

○能登谷委員 まちの魅力や何かも発信するし、手話通訳や字幕もあるということで、大変大事な役割を果たしてきたんじゃないかなと私は思っています。

番組が終了することで、関係者にも影響があります。地元の制作会社、打ち切られてしまいましたから困っています。ろうあ協会、手話を発信する番組がなくなっちゃう。もちろん視聴者にも影響があります。

これらの関係者との協議はいつ行ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○吉田総合政策部広報広聴課長 HBC旭川放送局には、先ほども申し上げましたとおり、令和6年度以前から効果的な発信手法などについて相談を行っており、新年度に向けては、昨年11月に相談をはじめ、12月、1月と協議を行ってまいりました。

市からはHBC旭川放送局に委託をしておりますので、そのほかの関係の皆様との協議は、市としては行っていないところであります。

○能登谷委員 HBCと協議はしてきたと、12月、1月ですね。そうすると、やめるというのは1月に最終的に判断したということになるんじゃないですか。

○吉田総合政策部広報広聴課長 協議を続けておりまして、やめるという判断ではございませんで、まだ回数も含めて調整をさせていただいているところでございます。

○能登谷委員 相当違和感がありますね。なぜかといったら、やめると言っていないんだったら、その後も続けられるわけでしょう。ろうあ協会の皆さんは、市から正式な話がない、そういう中でいきなり終了したというふうに理解しています。手話条例制定10周年ですよ、今年。この仕打ちはどういんでないか、あまりにも乱暴だという御意見ですよ。

だから、ろうあ協会などから多くの意見が寄せられていると思いますが、いつ、どのような内容、何件の意見が寄せられているのか、お示しいただきたいと思います。

○吉田総合政策部広報広聴課長 市政やまちづくりなどに対する御提案や要望、御意見などの窓口である旭川未来創造ポストに、マイタウンあさひかわの放送継続を求める内容の御意見を2月18日から64件いただいております。また、2月24日には、一般社団法人旭川ろうあ協会と株式会社北海道録画センターとの連名で、旭川市広報番組マイタウンあさひかわの存続に関する要望書が

届いております。

○能登谷委員 すごい意見ですね、64件。だって、1月に知らされて、2月からそういう意見が来ている、64件も来ていると。しかも、制作会社とろうあ協会からは存続の要望書まで出ているということなんです。中止していない、判断していないと言うけど、そうしたら、勘違いでこの人たちは出してきたのか。

HBCからは、制作をやめると、3月で終わりですよということが伝えられて、制作会社は今回で終わりますという番組をつくったんですよ。だけど、市から圧力が加わって、やめるというところは削除すれというふうに言われたから取ったと聞いていますよ。だから、やめるんだったんですよ、これ、乱暴にも。だから、みんな、焦って、これ、64件も意見が来たんじゃないですか。

この意見の中には、行政情報のアクセシビリティを保障すべきだという意見が幾つか見られます。これについて、市はどのように受け止めていますか。

○吉田総合政策部広報広聴課長 いただいた御意見の中には、年齢や障害の有無にかかわらず、誰でも必要な行政情報に簡単にたどり着け、利用できる行政情報のアクセシビリティについて触れられているものが多数あり、手話通訳や字幕つき放送を必要とされる方々などからの貴重な御意見であると認識しております。

○能登谷委員 市は広報広聴戦略プランを策定していますが、行政情報のアクセシビリティをどのように保障しようとしているのか、お示しいただきたいと思います。

○吉田総合政策部広報広聴課長 広報広聴戦略プランにおきましては、必要なアナログとデジタルの連携による広報DXを基本戦略の一つと位置づけております。広報誌はもとより、テレビ、ラジオ、記者会見等のパブリシティといった必要なアナログでの広報、そして、年齢、性別、居住地などを問わず、様々な方々に情報を届けるソーシャルメディアやウェブサイトなどのデジタルを連携させることで、市民の皆様が必要な行政情報にアクセスできる広報活動となるように努めているところでございます。

○能登谷委員 努めているのは分かるんだけど、具体的にアクセシビリティという記述はありますか。

○吉田総合政策部広報広聴課長 プランの中では様々な皆様に情報をしっかりとお伝えしたいということで書いてありますけれども、言葉自体、アクセシビリティということでは記載のないところでございます。

○能登谷委員 国も、それらについて、わざわざ情報発信していますよね、いっぱい。総務省の「公的機関に求められるホームページ等のアクセシビリティ対応」とか、総務省がこんな分厚いを出していますよね。それらはいろいろあるから紹介しませんけども、今、それを盛り込んで計画、プランを立て直しているのが多いんですよ。それをちゃんと盛り込んだものにしなさいよと言っていますよね。盛り込んで、しかも、それを発信して知らせなさいと言っているんですよ。だから、市の広報戦略プランは古いんでないかな、率直に言って。古いというか、バージョンアップが必要です。それは、今日はちょっとやめておきますけど。

それで、戦略プランに基づいて庁内推進組織が設置されて進行管理を行っているというふうになっていますけども、市民や有識者による懇談会とか市民対象のアンケート調査の実施など、多様な市民意見を聴取して具体的な取組に反映すると書かれているんですよ、プランにはね。

今回のマイタウンあさひかわの中止などで推進会議などは開いたのでしょうか。

○吉田総合政策部広報広聴課長 今年度におきましては、市全体として広報広聴活動の連携を図るため、昨年8月に庁内推進会議を開催し、全庁での積極的な情報発信、SNSや報道依頼などパブリシティの活用、広聴事業について情報共有を行いました。個別の事業の見直しについての意見集約等は行っておりません。

○能登谷委員 結局、やっていないんですよね。そういう中でばっさり予算を落としたんです。だから、いろいろな人からいろんな意見、今、寄せられていますけど、マイタウンあさひかわの情報を見てお客さんを案内している市民がいるんですよ。遠くから人が来たときとか、その情報に基づいて、ああ、あそこにいい店があるとか、あそこにこんなロケーションがあるなどということを使っている人が、市民がいます。

それから、その情報で駅の裏でそり滑りをする外国人もいます。北彩都ガーデンのほうとかね。歩いていくから、ついていって聞いてみたら、これで見たって言っているんですよ。これで見たのは、そのまま見たんでなくて、ユーチューブに流れていたり、いろんなことをしながら結果として見たんですけど。それから、耳が聞こえる人でも手話に親しむ貴重な機会になっているという声もあります。これを見て、手話をやっているから、何げなく親しんで、自分もこんにちがぐらいやってみたいなとかというふうに思うそうですよ。これらのことを、ユーチューブなどSNSだけで補うことはできるのでしょうか。確かに、視聴率も落ちたかもしれないけど、SNSもいろいろと増えているかもしれないけど、補えるのかどうか、私は疑問ですね。

行政情報のアクセシビリティは、そもそも情報弱者への対策なんじゃないですか。手話を使う人だけでなく、高齢者も、多くの市民、他のまちの人も観光客も見ている大事な情報ツールを、今後の方向性を定めなくて、関係者への配慮もなしに、予算だけ問答無用でばっさり削る手法、これは広報戦略として問題があるのではないのでしょうか。

○熊谷総合政策部市長室長 テレビ広報についてでございますけども、まず、テレビの広報番組の効果につきましては、平均視聴率が大幅に低下している、そういった傾向にございました。

今回、HBC旭川放送局と、新年度の番組について、より幅広い、そしてより多くの方に見ただけのための協議を行ってまいりました。そういった新年度に向けての協議ですね、もう少し早い段階で、具体的な協議の段階、そういったものに入ればよかったのかなといった思いがございました。

新年度におきましては、より効果的で、さらに充実した番組を御覧いただけるように、番組の企画であったり発信方法などについて新たな御提案等がございましたら積極的にお話を伺い、市と放送局双方と協力しながら、効果的なものにつきましては前向きに検討してまいりたいと考えています。

○能登谷委員 予算をばっさり削って協議、検討だと、何かいいことあれば提案してくれというのがもちよっと何かなあと思いますね。困っていると思いますよ。だから、現場はもう撮っちゃったんだから、今回で終わりますと。だけど、圧力が加わって、それだけ消してくれと言うんで、消したって言うんです。だから、お別れもしないで番組は終わっちゃいますよって、このままだったら。だって、4月の撮っていないんですもん、予算もないんですもん。

旭川市の今回の対応は、情報弱者への配慮や行政情報のアクセシビリティはあまり考えていな

いということが露呈した結果ではないでしょうか。その認識を再度伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部市長室長 テレビ放送局と協議しておりますテレビ番組に限らず、手話通訳、そういったものを必要とされる方への配慮をしっかりと行いまして、引き続き、そういった様々な媒体を通じて手話通訳や字幕なども活用して平等に広く情報が行き渡るような、行政情報のアクセシビリティ、こういったことには努めてまいりたいと考えています。

○能登谷委員 最後に伺いますけど、石川厚子議員の大綱質疑、新年度もこれは継続するのかと大綱質疑で聞きました。市は、実施に向けて検討するという趣旨の答弁でした、あれこれ言って。いろいろ検討していると言っても、今回、予算をカットしマイタウンをやめるということが明確になりましたので、大綱質疑の時点では、予算はもうカットしているんですから、マイタウン終了と決まっていたわけですから、そうすると、石川厚子議員への答弁は時間稼ぎだったのか、それともうそだったのか、どちらでしょうか。

○熊谷総合政策部市長室長 大綱質疑での石川厚子議員への答弁についてでございますが、大きく2つのポイントがあるかと思っています。

まず初めに、手話通訳を必要とされる方への配慮を行いながら今後も情報発信に努めてまいりますといった答弁でございますが、こちらにつきましては、手話通訳を必要とされる方への配慮は、テレビ放送のほかにも、ユーチューブなどで様々な機会を得て対応しようと考えたところでございますので、そのような答弁をさせていただきました。

また、新年度におけるテレビの広報番組について、より多くの方に御覧いただけるよう、こちらの部分でございますが、確かに金額は減額しておりますが、今、時間枠等も含めて、放送曜日だとか時刻等、放送局と協議、調整をしております。より多くの皆様に御視聴いただけることにつきましては、こうした思いでテレビ局と協議、調整を進めておりますので、このような答弁をさせていただきました。

○能登谷委員 結局、新年度、より多い人に番組を見てもらえるようにつくっていきいたいとか検討したいと言っているけど、今、決まっていないんだよね。これ、今、新年度予算を協議している。決まっていないのさ。だから、継続するとも言えないから、石川厚子さんへの答弁は何だったのかなという問題が残っちゃいますね。

それで、今回の質疑を通じて、旭川市は、情報弱者への対応、行政情報のアクセシビリティはあまり考えていないという疑問が払拭できませんでした。しかも、今津市長の市政方針では、手話条例10周年の記念の年の事業、それから、手話の普及促進についての決意も示されました。本日の質疑で明らかになったことは、市長の市政方針とは全く合わないと感じます。

それから、障害者福祉の分科会の見解も必要なことであり、市長の総合的な見解を伺いたいと思いますので、手話の普及促進と市のテレビ広報番組について、市長の総括質疑を申し出たいと思いますので、委員長に取り計らいをお願いいたします。

○江川委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○能登谷委員 総括質疑部分を除いて、前半の課題については終了したいと思います。

○江川委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 1 1 分

再開 午後 2 時 1 2 分

○江川委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員 自民党・市民会議のいしかわまさきです。

私は、この予算等審査特別委員会で質疑させていただくのは初めてになりますので、大変緊張しておりますし、不慣れな点がありますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは、地域振興部、2 款 1 項 9 目の航空路線確保対策費について質疑させていただきます。

本予算は、国内線、国際線の維持及び拡充を事業内容としており、旭川空港における航空路線の確保のため、関係機関と連携した誘致活動や運航支援を行うものと理解しております。

こちらの事業に関連して、後ほど、現在の国際線の状況や新規路線の見通し等についても質問させていただきたいと思ひますが、まず初めに、令和 8 年度事業の概要についてお答えください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 航空路線確保対策費は、令和 8 年度の予算額 7 8 1 万 6 千円と、さきの補正予算で議決いただいた令和 7 年度予算の翌年度繰越分 1 千 4 7 0 万円を合わせた 2 千 2 5 1 万 6 千円で事業を実施してまいります。

主な内容といたしましては、本市が事務局となり、路線誘致や空港利用促進に係る事業を実施しております旭川空港利用拡大期成会への負担金や、空港運営者である北海道エアポート株式会社が中心となり、本市を含めた道内の空港所在自治体が加わり、国際線の受入れ体制の整備や強化を図ることを目的とした実行委員会組織への負担金、プロモーションや関係機関との会議等への出席に係る出張などを予定しております。

○いしかわまさき委員 次に、旭川空港の航空路線に関して、特に、国際線の状況について質疑していきたいと思ひます。

昨年 9 月 1 3 日に韓国のアシアナ航空が旭川－仁川（ソウル）線の定期便を運休すると明らかにしたのに続き、本年 2 月 1 0 日には、台湾のタイガーエア台湾が旭川－台北線の定期便を、3 月 2 9 日以降、運休すると明らかにしたことで、このままだと旭川空港の国際線はゼロという状況になります。アシアナ航空については、観光閑散期の搭乗率が低く、採算面でのボーダーラインを越えられなかったとの理由であり、タイガーエア台湾については、世界的なパイロット不足が主な理由とのことでした。

この旭川空港の国際線がゼロになる状況について、その理由や要因をどのように捉えているのか、見解をお答えください。

またあわせて、本予算に係る事業の取組として国際線の維持、確保へのアプローチについて、どのような取組を実施してきたのか、お答えください。

○松本地域振興部交通空港課長 旭川空港における国際定期便の運休につきましては、ソウル線のアシアナ航空におきましては、航空会社の機材繰りや同社と大韓航空との合併に伴う路線再編によるもの、台北線のタイガーエア台湾におきましては、運航乗務員の不足に伴い、路線運航の調整がつかなくなったものと伺っております。

国際線の維持に向けましては、旭川空港利用拡大期成会と北海道エアポートや関係団体が連携

し、旭川空港を利用した旅行商品を造成する各国の旅行会社向けの体験ツアーの実施や、旅行商品の販売に係る広告支援等を行うほか、航空会社に対する着陸料の減免などを行い、利用者の確保と路線の維持に努めてまいりました。

また、新規路線就航支援費におきましては、航空会社に対し、新規就航に要する設備投資などに対する助成、冬季運航に係るデアイシング作業等に対する助成、航空会社が行う広告などのマーケティング活動の支援を行うことにより、国際線の確保に努めたところでございます。

○いしかわまさき委員 旭川空港の課題というか、本市の課題でもある観光閑散期にいかにして観光客を呼び込むかということが、旭川空港の安定した国際線の就航につながると考えられます。とはいえ、それは一朝一夕に解決できる問題ではございませんので、一時的に国際線がなくなるとしても、引き続き、国際線の確保や新規路線の開拓に努めていただきたいと思います。

ただ、旭川空港全体の乗降客数で言えば、2024年度が前年度比10.6%増の116万1千人で、2025年度につきましてもこの数字を上回るものと予想されております。乗降客数増に大きく貢献していますのは、2023年12月に新規就航したジェットスターの成田線であり、2024年度の利用は10万7千人、2025年も同水準にあると予想されております。やはり、新規路線の開拓、特に国内路線の獲得というのは、旭川空港の利用客数を増やすだけではなく、本市の関係人口を増加させる特効薬になるものだと思っております。

そこで、質問ですが、国内の新規路線として待望されている旭川－関西線について、路線開拓に向けたアプローチや路線就航の実現度について、お答えできる範囲で構いませんので、お答えいただきたいと思います。

昨年8月に約1か月間だけ夏季就航した日本航空の旭川－大阪伊丹線は、大阪・関西万博の開催影響はありつつも、かなり高い搭乗率にあったと聞いております。期間限定の就航ではあったものの、十分、通年運航として成立するものと推察されますが、市の見解をお答えください。

○松本地域振興部交通空港課長 関西方面につきましては、後背地に大きな人口を有しており、路線の通年運航が実現した場合には、観光需要の取り込みやビジネス機会の拡大、さらには企業誘致のきっかけともなり、地域の活性化につながるものと考えております。昨年8月の伊丹線の搭乗率が95%でありましたほか、経済団体から路線拡大の要望があるなど、関西方面の路線についてはニーズが高いものと認識しております。

通年運航に向けましては、北海道エアポートのほか、北海道とも連携し、航空会社への働きかけや関係者との情報交換等を行っており、今後、さらに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁からしますと、関西線定期便の新規就航に関しては、経済団体ほか各方面から高いニーズがあり、地域活性化の観点からも必要不可欠な路線であることが分かりました。

先ほども述べさせていただきましたが、2023年12月に新規就航したジェットスターの成田線によって、本市を訪れる関係人口は大きく増加いたしました。この事例からすると、関西線が実現すれば、成田線を上回る関係人口の流入が期待できるものであります。ぜひとも、担当部局として、あらゆる手段、あらゆる人脈、さらには、あらゆる政治力、この政治力には、元国会議員であろうと、現国会議員であろうと、あらゆる政治力を活用していただき、関西線の定期便を実現して

いただきたいと思います。

最後に、担当部局として、見通しや気概を含めてお答えをいただければと思います。

〇三宅地域振興部長 本市地域におきましては、インバウンドを中心に、宿泊滞在がコロナの後の回復からさらに好調に推移しておりました。旭川空港においても、利用者数、御紹介を質疑の中でしていただきましたが、今年度は、１７年ぶりに１２０万人超える見通しという数字で動いております。

１７年前でございますけれども、本市は、旭山動物園が全国的な人気スポットとなり、年間３０万人もの入園者数を記録していた時代でございました。同園は、観光の面では今でも本市最高の目的地となっておりますが、今年度の入園者数を確認いたしますと、約１３０万人程度の見通しというところがございますので、現在の旭川空港の利用状況、また、伸び続けている本市地域の観光宿泊、この状況から、観光面で申し上げれば、本市に来られる目的というものが、動物園１強から、現在は様々なスポットに分散している、また加えて、本市を起点に広域周遊するニーズも高まり続けている傾向にあると感じております。

旭川空港において、関西方面の路線、これが通年運航されることは、大変大きな効果をもたらすものと考えております。首都圏に次ぐ人口を有した圏域と一年を通じてつながることで、観光分野を中心に、そのほかビジネス、また進学などの交流人口の拡大等々、市民の皆様にとっても生活の利便性が高まるものと期待しております。

現在、国においては、世界的な市場動向も踏まえつつ、国内航空の在り方について有識者による議論が進められており、国内線の事業環境が厳しさを増していく中、航空会社においては、路線ネットワークの見直しなど、大きな転換期を迎えている状況でございます。その上で、大阪府、また大阪市においては、大盛況で終えた大阪・関西万博後の観光戦略に関わって、数年先に迎える２０３０年のインバウンドの宿泊目標、これを３千万人と掲げております。旭川空港の首都圏からの利用者を支えるジェットスターの成田便も、この成田を起点とした外国人の利用者数が増加していることがこの旭川線の好調の要因ともなっておりますので、関西路線の通年化は、数千万人規模のインバウンドをさらに北海道、旭川へと誘致する可能性を開くことになるものと考えております。

市としましては、関西方面の路線拡大を果たすため、北海道エアポート、また北海道、そして関西エリアの自治体などとも連携し、しっかりこうした機を捉えられるよう、さらに積極的な活動を展開してまいります。

〇いしかわまさき委員 旭川空港は、道北地域の玄関口というだけではなく、北海道観光の玄関口としてまだまだ発展の余地は残っておりますので、本事業、あるいは本事業に伴う今津市長のトップセールス等で、新規路線の開拓、就航に期待したいと思います。

以上で、本項目に関する質疑は終了させていただき、引き続き、地域振興部に質疑させていただきたいと思います。

次に、地域振興部、８款４項１目の空港整備費において２千６８４万９千円が計上されていることについて質疑させていただきます。

本予算は、旭川空港附帯施設移設工事負担金等に１千１８４万９千円、旭川空港更新投資負担金に１千５００万円という内訳になっています。

まずは、こちらの予算、事業内容について質問をさせていただき、後ほど、関連して旭川空港の

整備や特定利用空港・港湾という国の事業についても質問させていただきたいと思います。

まず初めに、本予算2千684万9千円の事業内容について、旭川空港附帯施設移設工事負担金等1千184万9千円及び旭川空港更新投資負担金1千500万円に分けて、その事業内容を具体的に教えてください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 空港整備費は、航空機の安全運航を確保するため、基本施設や空港設備等の更新、改良等を実施するものです。

このうち、旭川空港附帯施設移設工事負担金等の内訳は、空港に隣接する八千代川の改修に伴い、同河川の管理者である北海道が実施する空港の附帯施設の移設工事に対する負担金1千万円と事務的経費184万9千円となっております。

旭川空港更新投資負担金は、旭川空港の運営者である北海道エアポート株式会社が航空機の安全な運航のために実施する誘導路や滑走路などの運営指定対象施設の更新工事等に対する負担金で、令和8年度は、滑走路において航空機に風向きを示すために設置する風向灯の更新を行うものです。

○いしかわまさき委員 それでは、本予算の財源のうち2千285万円については特定財源となっておりますが、こちらはどのような財源になっているのか、教えてください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 本予算のうち更新投資負担金は、国と北海道からの補助金の交付対象となっております。

特定財源2千285万円の内訳といたしましては、国の補助金が更新投資負担金の3分の2に当たる1千万円、北海道の補助金が更新投資負担金の60分の1に当たる25万円、残り、起債が更新投資負担金及び附帯施設移設等の総額で1千260万円となっております。

○いしかわまさき委員 こちらの今年度の予算は6億4千142万5千円と、新年度よりかなり大きな金額で整備工事や更新投資が行われたようです。

前年度の事業になりますが、どのような整備工事や更新投資が行われたのか、教えてください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 令和7年度は、旭川市が空港への不法侵入を監視する侵入警戒センサーの整備工事を行っているほか、運営者が行う航空機が走行する誘導路の老朽化に伴う改良工事に対し、更新投資負担金の支出を行います。

なお、いずれも令和7年度までに完了を予定していることから、令和8年度の事業費は前年度に比べて減少しております。

○いしかわまさき委員 今年度に関しては、旭川空港の侵入警戒センサーに関する工事や誘導路の改良に投資が行われると理解いたしました。

それでは、ここから、冒頭申し上げましたとおり、旭川空港の整備等にも大きく関連してきます、国の制度である特定利用空港・港湾について質問させていただきます。

特定利用空港については、昨年来、協議や住民説明会が行われ、先日の代表質問でも同意する旨の回答をいただいております。

それでは、まず、特定利用空港・港湾について、その制度内容について教えてください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 国の公共インフラ整備の取組の基本的な考え方に対する資料によると、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊、海上保安庁が平素から必要な空港、港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設け、

これらを特定利用空港・港湾としており、この枠組みに同意し、円滑な利用に関する確認事項を取り交わすことで、特定利用空港・港湾という位置づけになるものです。

特定利用空港・港湾においては、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁の航空機、船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備、または既存事業の促進を図る、また、平素から円滑な自衛隊員の人員・物資輸送等に資するよう、特定利用空港・港湾と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図ることとしております。

○いしかわまさき委員 特定利用空港の概要については分かりましたが、それでは、なぜ旭川空港が選定されることになったのか、その理由及び特定利用空港になった場合に想定される利用の内容についてお答えください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 昨年6月25日に行われた国からの説明では、旭川空港の選定理由は、近傍に自衛隊駐屯地が所在していることや、災害対応等に効率的な運用が可能となることであると伺っております。

特定利用空港となった後の利用につきましては、自衛隊による利用は基本的に年数回程度を想定しており、その内容としては、自衛隊機の技量の維持向上や離着陸要領の確認等を目的とした慣熟訓練等であること、民生利用に影響のない範囲で行い、訓練内容や規模によっては事前に関係自治体へ説明を行うとともに、空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限になるよう努めていくと伺っております。

○いしかわまさき委員 ただいまの説明からしますと、陸上自衛隊第2師団があるため、年数回程度の訓練利用、そして、災害時に物資運搬等で効率的に利用できるというのが主な選定理由であり、民間の利用を妨げたり制限したりするものではないと理解いたしました。

ある雑誌やメディア等では、特定利用空港になることが、あたかも自衛隊の特定利用空港になるような、そういった記述がございましたので、その点については、ここで明確に否定させていただきたいと思います。

それでは、新しく始めようとすることには、何事にもメリット、デメリットがあろうかと思いますが、まずは、旭川空港が特定利用空港になることのデメリットについてお答えください。

また、旭川市では、本年1月16日に市民説明会を開催されましたが、参加者や周辺住民の反応はどうだったのか、併せてお答えいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 国に確認いたしましたところ、特定利用空港になった後も、自衛隊、海上保安庁の訓練等の利用に当たりましては、民生利用の円滑な利用に影響のないようインフラ管理者等と利用調整を行うと伺っておりますことから、大きなデメリットはないものと考えております。

一方で、空港が所在する東神楽町からは、航空機の騒音などが住民生活に影響を及ぼすことへの懸念や、先日開催した説明会におきましても、自衛隊機が従来よりも多く飛来することになった場合の安全性などについて懸念する御意見をいただいております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁からすると、特定利用空港になることによるデメリットというのは予想や想像による危険性の懸念ということになり、懸念材料の一つである自衛隊機の訓練等については事前に利用スケジュール等は連絡されるとのことでした。

さらに、自衛隊の旭川空港利用についてお聞きしておきますが、現在も自衛隊機が旭川空港を利

用していると聞き及んでおります。それは、どのような利用形態で、年間何日程度なのか、過去3年間の実績をお答えください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 令和4年度から6年度までの3年間における自衛隊機の飛来実績は、令和4年度が、慣熟飛行訓練が14回、人員輸送が1回で計15日の利用が、令和5年度は、慣熟飛行訓練が13回と急患の搬送が1回、うち2回は同じ日に訓練を実施しており、13日の利用が、令和6年度が、慣熟飛行訓練が10回、急患の搬送が1回、体験搭乗が1回で計12回の利用がありました。

○いしかわまさき委員 特定利用空港のデメリットや懸念されている自衛隊による空港利用について確認させていただきましたので、次は、メリットについて聞いていきたいと思います。

当然、メリットとして期待されるのは、特定利用空港になることによって国の予算で空港整備が行われるのではないかとというのが挙げられます。他都市の事例なども踏まえて、国の予算が投入される可能性はあるのか、お答えいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 旭川空港は、国が設置し、旭川市が管理する特定地方管理空港であり、空港の基本施設の整備は旭川空港を運営する北海道エアポート株式会社が実施しており、本市が国の補助を受けながらその費用を負担しております。

国によりますと、特定利用空港においては、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁による円滑な利用にも資するよう、滑走路の延長やエプロン整備に加え、それぞれの既存事業を促進することによって空港の利便性の確保や機能を強化することとなりますが、特定利用空港においても、他の公共事業と同様にコストベネフィット分析等を行い、民生利用の必要性も確認するとされておりますことから、特定利用空港になったことで旭川空港の機能の拡充に国の予算が投入される、あるいは、国の補助金の交付率が増加するような、特段、具体的に仕組みとして明示されている形にはなっておりません。

一方で、現在の旭川空港の滑走路は、供用開始から約30年間、全面的な改良を一度も行っておらず、老朽化が進んでおりますことから、令和9年度から6年間の予定で滑走路の改良に着手する計画であり、総額で数十億円規模の事業費が必要となることが見込まれております。このため、特定利用となることで、国が全国の地方空港を対象に実施しております空港整備補助事業において、旭川空港の滑走路改良事業の重要性が高くなることを期待しているところでございます。

○いしかわまさき委員 空港整備に関しましては、自衛隊機が使えるような誘導路や無線施設の改良等は行われるものの、それ以上の空港整備に関しては具体的な基準として明示されていない状況になっていると理解いたしました。

ただ、具体的な基準の明記がないことが、施設整備の優先度の高まりが期待できないということとイコールではないと思います。旭川空港の滑走路は老朽化が進んでおり、その対策が必要とのことですので、特定利用空港を受諾するとなった際には、ある意味で国の施策の方向性にかない、国との連携がさらに高まる空港となるわけですから、必要な予算の確保についても、ぜひともこれまで以上に国に働きかけていただきたいと思います。

さて、空港整備については、制度上、限定的ということを理解いたしましたが、メリットの要素として道路ネットワークの整備が挙げられると思います。こちらは、制度上でも備わっているもので、どのような整備なのか、道内の事例等も含めてお答えいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 国は、平素から自衛隊が特定利用空港・港湾を円滑に利用できるよう、令和7年度から特定利用空港・港湾と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、特定利用空港・港湾の取組の対象に道路を追加いたしました。

対象となる道路におきましては、民生利用を主としつつ、必要な道路ネットワークの整備を図り、道路ネットワークの整備により、平素における円滑な自衛隊の通行、ひいては災害対応等の効果的な実施が見込まれるとしております。

国が公表した資料によりますと、令和7年度においては、沖縄県と北海道に所在する特定利用空港・港湾とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組むとされ、道内においても、特定利用港湾へのアクセス道路として北海道縦貫自動車道の士別剣淵―名寄間などの名前が挙げられております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁を基に旭川空港を拠点とした道路ネットワークの整備として挙げるとすれば、まず、旭川空港から上富良野駐屯地周辺を経由する旭川十勝道路の建設促進、既に整備事業にも入っている北海道縦貫自動車道の士別剣淵と名寄間の開通、遠軽駐屯地まで延びる高規格道路の整備、留萌駐屯地までを結ぶ高速道路の整備等が事業の候補に挙がってくるものと予想されます。

こうした道路ネットワークの整備に関して、空港管理者の自治体として要望を出していくことは可能なのか、また、採用される可能性はどの程度あると考えているのか、市の見解をお答えください。

○松本地域振興部交通空港課長 国に確認いたしましたところ、公共インフラ整備に関する要望は実際に各自治体やインフラ管理者から受けており、このうち、道路ネットワーク整備の実施箇所については、民生利用を主としつつ、国側で自衛隊のニーズやその整備状況等を踏まえて選定することになると伺っております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁からしますと、旭川空港周辺の自衛隊施設の配置を考えますと、特定利用空港になった場合、旭川空港を拠点とした道路ネットワークの整備にはかなり期待が持てるものではないかと理解いたしました。

さて、メリット、デメリットは分かりましたが、では、次、旭川空港の特定利用空港化については、既に国に対して同意する旨の回答を行ったということでございますが、この後、どのような手続で、どのようなスケジュールとなる運びなのか、お答えいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 今後の手続につきましては、国によりますと、国との間で旭川空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項を取り交わし、最終的には、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議の了承を経て、特定利用空港として公表される予定と伺っております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁でスケジュールを確認させていただきましたが、それと並行して、旭川市民や空港所在地である東神楽町民への丁寧な周知は必要かと思えます。

先日の市民説明会には私もオブザーブ参加させていただきましたが、2時間以上かけて市民への説明、質疑応答を行っていました。また、東神楽町においても議会と地域住民代表への説明が行われたと聞いております。

そこで、質問ですが、住民説明会は開催済みとして旭川空港が特定利用空港になる場合、本日の

質疑応答で示されたような事柄は市民にもお伝えするべきだと思います。市民にお伝えする準備や手法について、現段階で予定していることなど、決まっておりますらお答えいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 特定利用空港に関する情報は、国のホームページにおいて、今後も情報やQ&Aが随時更新されていくものと考えており、本市といたしましても、説明会等でいただいた御意見などを念頭に、特定利用空港に関する取組の状況について可能な限りホームページ上でお示ししていくとともに、いただいた御質問に対しては丁寧な回答を行ってまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 旭川空港の特定利用空港への指定は、本市が陸上自衛隊第2師団とともにあるまちであること、道北、北海道の物流の拠点地域であることから、災害物資等の運搬拠点になり得ることに鑑みますと、国の特定利用空港指定に同意するとの判断は、本市並びに空港周辺地域の発展に資するものではないかと考えます。

ただし、市民説明会に参加された市民の皆様の多くが懸念していましたのは、旭川空港が軍事利用されて他国の攻撃対象になるのではないかと、自衛隊だけではなく、米軍が利用することになるのではないかと、さらには、ミサイルの標的になるのではないかと、こういった意見まで出ておりましたので、そうした市民の皆様の不安や懸念には、担当部局として丁寧で根気ある説明が必要かと思われます。

最後の質問となりますが、特定利用空港への指定が見込まれる中で空港整備の今後の在り方について、市としての見解をお答えください。

○三宅地域振興部長 空港整備事業は、都市としての拠点性を高め、より一層の交流を促すため、空港施設の整備を実施するものでございます。

旭川空港の利用拡大による地域の発展を目指すためには、空港の施設が適切に維持されていることが必要となります。特に、令和9年度以降予定されております滑走路等の改良においては多額の事業費を要する見通しを持っており、その大部分については補助金として交付されるよう、国に対して、毎年度、必要な予算の確保を求めていると考えております。

また、滑走路の老朽化対策は、航空機の空港利用に関わり、優先度が高い必要な整備であります。国からも、特定利用空港となった場合は、旭川空港におけるインフラ整備の重要性は高くなるとの説明を受けているところであり、今後も国と連携しながら空港管理者として必要な対応を行ってまいります。

○いしかわまさき委員 本市の発展、活性化には旭川空港の存在が欠かせませんし、旭川空港には大きなポテンシャルが備わっていると思っております。旭川空港は、豪雪地帯にもかかわらず、近隣の方々の御努力によって就航率は99%を超えており、新千歳空港のように、天候悪化が原因で欠航して空港に利用客が泊まるなんてことを旭川空港では聞いたことがございません。また、近年では、冬期間の外国人スキー客が大変多く本市を訪れており、こうした方々が増えてくれば新規路線の就航も必ず実現してくると思います。

旭川空港が特定利用空港になることへの懸念が全くないと言えませんが、特定利用空港になることを本市が利用してさらなる旭川空港の発展を目指していくことが、市民の皆様の理解や安心を育むものだと思います。

最後に、旭川空港の発展について、航空路線確保の観点からは、国内線において関西線の新規路線実現、国際線においては既存路線の復活や新規路線の開拓が求められます。そのためには、空港が安定的に運用できることが大前提となります。その大前提である空港整備においては、喫緊の課題でもあり、最重要とも言える滑走路の老朽化対策を着実に進めていただき、旭川空港の発展とともに本市や周辺地域が発展することを願い、私からの総務常任委員会所管分に関する質疑を終了させていただきます。

○江川委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時30分

○江川委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員 公明党、皆川です。どうぞよろしくお願いいたします。

前半戦最後、いよいよ順番が回ってきたなど。なかなか、そっちから見る景色とこっちから見る景色が、ちょっと今まで違ったなという感じで、皆さんの顔も見られて本当によかったなあと感じています。

私は、2事業、今回、用意しています。

最初に、地域振興部のほうにお聞きをしていきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

初めに、2款1項9目の地域公共交通対策費について、順次、お聞きしていきたいと思ひます。

公共交通、こういう公共交通が弱くなるってことは、暮らしの土台が弱くなるということかなと、私自身、考えております。通院だったり、買物、また通学、通勤とか、市民の日々の暮らしそのものを支える極めて重要な社会インフラだなというふうに思っております。特に、高齢化も、本市、旭川市、進んでいるところもあって、地域の移動手段をどう守っていくのかということは、そのまま地域で安心して暮らし続けられるまちをどう支えるのかという課題でもあるかなというふうに考えております。そして、運転手不足とかだったり、また物価高騰などによって、路線バスをはじめとした公共交通を取り巻く環境は厳しさをより一層増しております、交通事業者への支援や、また、持続可能な運行体制の確保も重要になっているものというふうに受け止めております。

そこでまず、本事業の基本的なことから聞いていきたいと思っております。

本事業の目的及び予算概要、また、財源内訳などについてお示しいただきたいと思ひます。

○石川地域振興部交通空港課主幹 地域公共交通対策費は、路線バスなどの公共交通の維持保全を図り、市民や観光客などにとって利便性の高い公共交通を形成するため、路線バスの利用促進をはじめ、生活交通路線の運行や運転手の確保、ユニバーサルデザインタクシーの導入への支援、効率的な路線バスの運行について、事業者等との検討を行うものであります。

令和8年度の事業費は、令和8年度の予算額9千822万4千円と、さきの補正予算で議決いただいた令和7年度予算の翌年度繰越分325万4千円を合わせた1億147万8千円となっております。

財源につきましては、令和8年度予算で重点支援地方交付金6千848万円、令和7年度の翌年

度繰越分では地域未来交付金162万7千円となっております。

○皆川委員 ただいま、予算概要等、お聞きをいたしました。

その上で、地域公共交通を取り巻く環境というのは、先ほども申し上げましたけども、運転手不足だったり、また物価高騰などがあって、依然として大変厳しい状況にあるものというふうに受け止めております。

そうした中で、前年度の予算額が1億1千112万3千円であるため、令和8年度の事業費は、前年度から、少しというか、964万5千円減額となっております。なぜ減額となっているのか、その理由について伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 事業費が減となった主な要因としましては、市内路線バス事業者への運行支援金について、その算定基礎となる単価の値上がり幅が、前年度と比べ、小さかったこと、本市と近隣の自治体を結ぶ地域間幹線系統への支援について、対象路線や赤字額が減少したことにより、行政からの補助額も減額になったことなどによるものであります。

○皆川委員 予算の増減の理由について伺いました。

地域公共交通を取り巻く環境そのものは決して改善しているとは言い切れずに、全国的に、減便であったり路線見直し、また交通空白地域の発生など、課題がより深刻になっているというふうに、私自身、受け止めております。

先日、夕方、ニュースを見ていましたら、札幌市では、今月3日に開かれた札幌市公共交通協議会の中で、市内を走るバス事業者さん5社から運賃値上げの要望が出されたというふうに、そういったニュースを見ました。運賃改定の必要について協議が始まっているというふうな、そういった内容で、ニュース、拝見をいたしました。こうした動きからも、やっぱり、どの地域でも運転手不足や事業継続をめぐる課題の深刻さが現れているものというふうに感じております。

こうした状況を踏まえて、本市における公共交通の現状について、改めて市の認識を伺いたいと思います。

あわせて、燃料費や人件費の高騰など、交通事業者を取り巻く経営環境やドライバーの時間外労働規制、いわゆる2024年問題ですね、現在、路線バスなど公共交通にどのような影響を与えていると認識しているのか、伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 本市における路線バス事業につきましては、民間企業に担っていただいております、事業者においては、利用者の減少や運転手不足などにより大変厳しい事業経営の環境にあり、現在の路線を維持することが大変困難な状況を迎えております。

本市といたしましては、バス事業者とも協議を行いながら、現状の公共交通網を極力維持することを目指してまいります。同時に、交通不便地域における移動手段の確保についても大きな課題となっており、地域の事情も踏まえながら、さらなる検討が必要になっているものと認識しております。

さらに、バス事業者においては、こうした事業環境の厳しさに加え、令和6年4月から適用された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準により、運行体制の確保に苦慮していると伺っているところでございます。

市といたしましては、こうした状況において、市民生活を支えるバス路線の維持、確保に昼夜努力いただいている事業者の現状を改めて認識し、引き続き、運行支援など、対応を進めてまいります。

いと考えております。

○皆川委員 ただいま答弁いただきました。本市においても公共交通を取り巻く環境が大変厳しい状況にあって、バス路線の維持に向けて、物価高騰、人手不足、利用者減少といった課題があることを理解しました。

こうした厳しい状況だからこそ、令和8年度予算の中でどのような支援を行っていくのか、その中身が大事になってくるのかなと思っております。

そこで、令和8年度予算における路線バス運行維持に向けた具体的な支援内容について伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 具体的な支援内容としましては、物価高騰に対するものとして、市内の路線バス事業者への運行支援金に4千100万円、深刻化するバス運転手不足に対応するものとして、地域おこし協力隊制度を活用した対策に2千200万円、大型自動車第2種免許の取得等に係る補助や、市外から移住して路線バス運転手となる方に対する助成に180万円、路線バスの利用促進を目的として、バス無料DAYの実施に2千493万円などを計上しております。

○皆川委員 具体的な支援内容についてお伺いをしました。

バス事業者への運行支援金は、事業継続を直接支える取組として大変重要だというふうに考えております。特に、本市のようなこういった積雪寒冷地では、もう燃料費だけじゃなくて、冬期間に安全運行に必要な車両維持に係る経費っていうのも、事業者さんにとってみれば本当に大変大きな負担になっているのかなというふうに思っております。

特に、冬用のタイヤとか、そういった冬用スタッドレスタイヤですね。走行距離や使用環境によって違いはありますが、高速バスであつたり、路線バスのように日常的に長い距離を走る車両では、やっぱり、摩耗だつたり、また更新の負担というのも本当に大きいというか、決して小さくないものかなというふうにも受け止めております。タイヤ自体、もしかして、例えば、1シーズンってことはないかもしれないけど、2シーズンに1回ぐらいはやっぱりタイヤを買い換えるっていう、そういう声も聞いているところであります。事業者さんの現場では、タイヤのローテーションを小まめに行うことで偏摩耗を防ぐ工夫をしながら運行しているというふうにも伺っております。

そこで、お聞きしたいと思いますけども、北海道では、これまで交通事業者さんに地域公共交通事業者等臨時支援事業補助金として、バス車両1台当たりの支援金を交付してきておりました。

そうした中で、積雪寒冷地で運行コストがかさむ本市において、事業者の事業継続に向けて市としてどのような考えで支援を行うのか、伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 本市の市内路線バス事業者への運行支援につきましては、対象路線に係る総走行キロや、北北海道における標準的な費用を基本として算出してまいりますことから、地域性を踏まえた物価高騰の相当分を補助することができるものと考えております。

○皆川委員 地域性を踏まえた物価高騰の相当分を補助するというものであります。

先ほどの答弁の中で、バス運転手不足の対応として地域おこし協力隊制度を活用した取組に2千200万円を計上との説明がございました。バス運転手不足というのは、単に人が足りないというだけではなくて、路線維持にも直結する大きな課題でもありますし、今後の公共交通を考える上でも、人材確保の取組、非常に重要なかなというふうに考えております。

そこで、この地域おこし協力隊による取組では具体的に何名程度の確保を想定しているのか、ま

た、これまでの実績について伺います。

さらに、地域おこし協力隊は任期がある制度でもありますので、制度終了後においても実際にバス運転手として定着していただくことが重要と考えますけれども、将来的な定着に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 地域おこし協力隊を活用したバス運転手の確保につきましては、市内の路線バス事業者2社において合わせて4名の確保を想定しております。令和7年度から取組を始め、これまで数名の応募があり、地域おこし協力隊員の委嘱には至っておりませんが、この募集情報をきっかけとして2名が本市に移住し、バスの運転手として市内バス事業者には雇用された実績がございます。

協力隊員が任期終了後も引き続きバス運転手として定着していただくためには、安心して活動できる環境を整えることが大切でありますことから、本市として、バス事業者と連携して協力隊員の活動をサポートしていきたいと考えております。

○皆川委員 2名の方、実際に、違ったけども、協力隊員じゃなかったけども、2名が本市に移住してきたということで、実際にバスの運転手さんとして雇用されたということで、本当にいい取組だなと思って、引き続きやっていただきたいなと。それで、4名の確保を想定しているということでありました。

次に、先ほど、バス無料DAYの実施に2千493万円を計上しているというふうにありました。利用促進の取組としてバス無料DAYを実施している点は、多くの方にバスを身近に感じていただいて、まずはバスに乗ってみよう、そして使ってみようと思っていただくきっかけづくりとして、大変に意義のある大事な取組だなと思っております。

一方で、公共交通を本当の意味で維持していくためには、その日だけの利用が増えて終わるのではなくて、その後の継続的な利用につなげていけるか、そうした流れをつくっていかれるかどうかというのが非常に大事な点かなと思っております。

そこで、これまでのバス無料DAYの実施による効果についてはどのように分析しているのか、また、継続的な利用促進につなげていくための取組についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 バス無料DAYにつきましては、令和4年度は、4日間実施し、利用者は合計で約11万3千人、令和5年度は、2日間実施し、利用者は合計で約5万2千人、令和7年度は、2日間実施し、利用者は約5万人でありました。

令和7年度は、前年度の同等日との比較で約1.6倍の利用があり、当日実施したアンケート調査におきましても約9割の方がバス無料DAYが外出のきっかけとなったと回答しておりますことから、取組がバスの利用促進につながったものと考えております。

さらなる利用促進に向けましては、分かりにくさが利用の障壁の一つとなっている面があると考えられますことから、これまで取り組んでまいりました路線バスの運行情報のグーグルマップへの掲載や、あさひかわ公共交通マップの定期的なリニューアルなどを継続するとともに、バス無料DAYやバスの日イベント等を通じ、その周知を図ってまいりたいと考えております。

○皆川委員 バス無料DAYの効果、取組について御答弁いただきました。

私の知り合いからも、バス無料DAY、ちょっと知らなかったっていう方もやっぱり中にはいら

っしやったり、逆に、4回乗ったよとか、そういった声も実際にあったりして、だから、もうちょっと、もう少し何か工夫して皆さんにお伝えできればいいのかなあっていうふうにも思っております。

今後、公共交通をより利用しやすいものにしていくためには、車両や制度面だけでなく、実際に利用する場面での利便性を高めていくことも大事になってくるものというふうに考えております。特に、近年、全国では、路線バスなどにおいて、クレジットカード等による、あと、QR決済とか、いろいろあります。タッチ決済の導入が進んでおりまして、観光客の利便性向上にもつながっています。本市としてもそういったキャッシュレス決済を導入していくことも重要じゃないかなあというふうにも考えておりますし、きっとこれまでもこういう質疑もあったかと思えますけども、私の知人も、旭川に來た際、路線バスでキャッシュレス決済ができなかったのが、ちょっと焦ったっていうふうに、そういったお話も聞きました。

そこで、本市の路線バスにおけるタッチ決済など、キャッシュレス決済の導入状況、どのようになっているのか、改めてお聞きしたいと思います。

また、公共交通の利便性向上や観光客の利用促進の観点から、今後、こうした取組についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 本市の路線バスにおけるクレジットカードによるキャッシュレス決済につきましては、市内バス事業者が空港行きの一部路線等に導入し、利便向上に努めていただいた中、市としましては、令和6年度に空港連絡バスへの導入に向けて、国と連携し、支援を行ったところであり、現在、市内と空港を結ぶ全ての路線に加え、都市間路線や観光地などを結ぶ路線で導入が済んでいるところであります。

事業者からは、観光客の利便性向上に加え、運賃の支払い時の運転手の負担軽減や降車時間の短縮にもつながっていると伺っており、バス利用の利便向上に資する取組と認識をしております。

今後におきましては、導入拡大には多くの費用が必要となりますことから、バス事業者とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○皆川委員 市内と空港を結ぶ全ての路線と、そして、都市間路線や観光地などを結ぶ路線では、キャッシュレスが導入されている、ただ、路線バスについては今後も協議、検討していくということとであります。

次に、観光客の公共交通利用について伺いたいと思いますけども、旭川空港であったり、旭山動物園を本市では有していますけども、近年、インバウンドを含めて本当に多くの観光客が訪れる都市であります。一方で、観光客の移動手段を見ると、レンタカーとかを利用するケースもやっぱり多くて、必ずしも公共交通が十分に利用されているとは言えない状況もあるのかなあと感じております。観光客にとって公共交通を利用しやすい環境を整えることは、公共交通の利用促進だけでなく、観光振興の観点からも重要であるというふうに考えます。

そこで、本市として、現在どのような取組を行っているのか、また、今後どのように進めていく考えなのか、伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 本市や周辺地域の周遊観光におきましては、バスやJRなどの公共交通が不可欠であり、市内バス事業者による市内路線バスが乗り放題となる乗車券あさくるパスを導入していただいているほか、令和6年度と令和7年度におきましては、本市や北海道、関係自

治体、交通事業者などが連携し、上川管内の観光用バス乗車券かみくるパスに、富良野線などJRも利用対象に加えた実証実験を行ったところであり、一定の相乗効果が確認できたところでもあります。また、運行情報提供アプリ「バスキタ！旭川」やグーグルマップによる公共交通の案内等により、多言語案内に対応しているところでもあります。

今後におきましても、外国人を含む観光客にとっての分かりやすさや利用しやすさということも念頭に置きながら、事業者等と連携し、公共交通の利便向上の取組を行ってまいります。

○皆川委員 次に、路線バス以外の移動手段としてタクシーの役割も大きいものというふうに考えております。特に、高齢者の方や車椅子を利用される方などにとって、安心して利用できる移動環境を整えていくことも重要だと思っております。

そこで、ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金について、概要と導入状況、また、令和8年度の補助内容について伺います。

あわせて、今後の普及の考え方についても伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 ユニバーサルデザインタクシーは、高齢者や車椅子使用者など多くの方の利便性向上につながるタクシーでありまして、国において認定制度が創設されており、認定のレベルに応じた車体表示マークが定められているものであり、令和7年3月末現在では市内において合計132台が導入されております。

ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金は、同車両を普及促進するために、市内のタクシー事業者、または市内のタクシー事業者にリースを行う事業者に対し、導入車両1台当たり10万円を上限として補助を行うもので、令和8年度は100万円を計上しております。

ユニバーサルデザインタクシーは、タクシーの利便性向上につながるものと考えられますことから、今後も、旭川地区ハイヤー協会とも連携し、この普及に努めてまいりたいと考えております。

○皆川委員 認定レベルに応じた車体表示マークということで、最近、ちょっと、ようやく私自身も意識して見るように、今まであんまり意識して見ていなかったものですから、しっかり、ちょっとそういうのも見ながらいきたいなあと考えています。

ここまで、公共交通を取り巻く現状であったり、路線維持に向けた事業者支援、そして、人材確保、利用促進、さらには利便性向上や観光客の利用促進などについて、るる伺ってまいりました。最後に、市民の足を守るということについて、公共交通を取り巻く環境が厳しくなる中で、行政として、現在のバス路線網をはじめ、本市の公共交通、どのように維持していくのか、また、高齢化が進む中での交通弱者の移動手段をどのように確保していくのか、部長にお伺いしたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○三宅地域振興部長 公共交通は、市民生活に不可欠、重要な社会インフラであります。その主要な機能を担う路線バスにつきましては、先ほど来話にありましており、民間の事業として実施していただいているところであり、引き続き、市といたしまして、その維持に向けて、事業者に対する運行支援、また、運転手確保に向けた支援、利用促進に向けた取組等を進めてまいります。

本市における公共交通につきまして、このバスの利用者数でございますけれども、一貫して減少傾向が続く中、コロナ禍のこの数年、さらに大きく落ち込み、現在については、観光貸切りといった一部分では明るい状況が見られる状況もございますが、路線バスについては十分回復できない状況の中でございます。こうした中で、今後も厳しい利用状況が続くものと認識しており、市としま

して、現状のこの公共交通網を、極力、維持することを目指しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

また、今後でございます。市としてしっかりこうした状況を踏まえながら、バス会社との連携もさらに強めながら、このバス路線網を維持すること、これが困難となるような場合、また、バス路線そのものがエリアとしてなくなるような場合、これについても、この先、拡大していくことが想定されるところでございます。今後、しっかり各地域の利用実態、また、ニーズも把握に努めながら、地域の多様な輸送資源、これを活用することなど、効率的で持続可能な交通手段の確保、そして対応について、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○皆川委員 引き続き、地域の実情を踏まえながら、市民が安心して移動できる公共交通の確保にしっかり取り組んでいただくことを要望しまして、地域振興部への質疑は終わりです。

続きまして、この3日間、毎日質疑がありましたマイセンについてやりたいと。先ほど高木委員からもマイセン3兄弟が並んでいるというふうに言われましたが、3男坊の私はちょっと細かく質疑させていただきたいなと思っているので、おととい、また昨日と、聞いたことも含めて、ちょっと一通りやらせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

世界的にも評価の高いこのマイセンであります。市民の皆様が旭川で触れられるということ自体はもう意義のあることだなと思っておりますし、旭川の新たな魅力づくりに今後つながっていく可能性のある取組であるというふうに受け止めております。

一方で、今回、旭川駅で、そういった空間で常設展示として進めていく以上、展示の在り方でありましたり、また、安全面、維持管理、そして事業効果までしっかりと見ていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

昨日、高木委員は、マイルドセブンを略してマイセンって、昔、言っていたというふうに、先ほどもちょっと言っていましたけど、全然、話が飛んじゃうので、流しますけども、いや、さっき突然言われたので。

まず、目的と予算額と概要と、また、開設時期についてちょっとお示しいただきたいなと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 予算額につきましては、マイセン展示事業費として6千256万8千円を計上しており、本事業の目的、概要につきましては、世界的にも非常に貴重なマイセンコレクションを旭川駅構内で常設展示を行い、広く市民の皆様や本市を訪れた人々に御覧いただくことで、世界的な文化に触れる機会やにぎわいの創出、デザイン都市としての価値向上につなげていくものでございます。

なお、開設時期につきましては、令和8年の秋頃を予定してございます。

○皆川委員 ただいま、予算額をお聞きました。開設時期も、令和8年秋頃ということで答弁いただきました。

事業の骨格、だんだん皆様も分かってきたと思いますけども、その前提として、そもそも、なぜ本市でマイセンの展示を行うことに至ったのか、経緯について、また改めてお聞きしたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 展示に至った経緯につきましては、旭川出身で株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの名誉会長を務める福嶋康博氏と妻の美知子氏御夫妻に、市

長から本市のためにということで寄贈をお願いし、マイセンコレクション約250点を令和6年度及び7年度に寄贈いただいたことを契機に、多くの人に見ていただく機会を設けるため、展示することといたしました。

○皆川委員 寄贈をきっかけとして、多くの方に見ていただく機会を設けるため、今回、こうして展示に至ったという答弁でありました。

大変意義のあることだというふうには思いますが、大事なのは、このすばらしいマイセンコレクション、寄贈いただいた作品を、やっぱり、ただ展示するというだけではなくて、これを旭川市として、今後、どう位置づけて、どう生かしていくのかということかと思います。

そこで、マイセンというこの貴重な文化資産を、今後、旭川市としてどのように位置づけ、どのような考え方で活用していくのか、伺いたいと思います。

○高橋総合政策部次長 マイセンは、ヨーロッパ発祥の美術品ではありますが、今回、旭川市出身の方から御寄贈いただいたことをきっかけとして、旭川市の新たな文化財産として、文化振興のみにとどまらず、地域経済活性化や観光振興など多方面に活用してまいりたいと考えております。

○皆川委員 文化振興だけではなくて、地域経済活性化や観光振興などにも活用していきたいというふうに答弁いただきました。

そうなりますと、これは、単に展示をするという話にとどまらず、文化、また観光、そしてまちづくりと、いろいろな分野にまたがる取組になってくると思います。そうした多面的な活用を図るのであれば、所管体制や庁内連携も重要になるかなと思っております。

そこで、なぜ総合政策部が所管することとなったのか、また、文化や観光など関係部局とどのような体制で連携しながら進めていくのか、改めて伺いたいと思います。

○高橋総合政策部次長 マイセンを展示することで、市民の皆様が文化に触れる機会を創出することに加えて、市外からの集客によるぎわいの創出など様々な効果が期待できるため、展示に当たりましては総合的な視点で検討する必要がありましたことから、総合政策部において所管することとなりました。

関係部局との連携につきましては、マイセンの展示を通じて文化振興や観光振興、地域経済活性化など様々な分野で効果が期待できますことから、今後とも関連部局としっかりと連携を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○皆川委員 総合的な視点で進める必要があるためということで、総合政策部が所管して関係部局と連携を図りながら進めていくという答弁でありました。

次に、実際に、どこでどのような空間を使って展示していくのか、まず、その場所の考え方を確認していきたいと思いますが、今回のマイセン展示、旭川駅で行うというふうにお聞きしておりますけれども、改めて、具体的に、駅のどの辺りで、どのような空間を使って行う予定なのか、また、その場所を選んだ理由や狙いについてもお聞かせいただきたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 具体的な場所につきましては、旭川駅東側の窓口付近の空きスペースと、現在、コインロッカーとして活用されているスペースを展示会場とする予定でございます。

展示場所の選定理由についてでございますが、マイセンを多くの方々に見てもらいたいという思いから、年間約300万人以上が利用し、市内外問わず多くの方が訪れる旭川駅を選定いたしまし

た。また、この場所につきましては、旭川市彫刻美術館ステーションギャラリーの隣に位置しておりますので、このエリア一帯を文化発信の拠点として、多くの人を呼び込めるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○皆川委員 駅東側の南口付近の空きスペース、そして、現在コインロッカーとして活用されているスペースということで、コインロッカーをどっかにずらすってことになるのかなと思いますけれども、そのスペースを使う予定ということで、多くの人を呼び込みたいということでありました。

駅構内という空間で行う以上、広さや、また動線の確保は非常に重要になるのかなと思います。特に、駅は、立ち止まって鑑賞する方だけではなく、日常的に通行する方も多い場所でありますので、その両方をどう整理していくのか、大事になってくると思います。

そこで、改めてお聞きしますけれども、展示スペースとする場所はどの程度の広さを想定しているのでしょうか、また、通行、鑑賞の動線、さらには混雑時の対応も含めて、空間の前提条件をどのように設計していく考えなのか、伺いたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 展示スペースの広さにつきましては、約133平方メートルとなります。今年度、展示を行った総合庁舎2階の臨時窓口スペースが約64平方メートルでございますので、2倍以上の広さとなっております。動線をはじめとするスペースの設計につきましては、重要であると考えていますが、今後の検討事項となりますので、来場者がスムーズに鑑賞できるように検討してまいりたいと考えております。

○皆川委員 展示スペースは約133平方メートルということで、動線などのスペースの設計については今後の検討事項という御答弁でありました。

今年度、市役所庁内で実際に行った展示がどうだったのか、そこも踏まえて次の駅展示につなげていくのも大事なかなと思ってしまして、先日まで行われていましたマイセン展の状況について、どの程度の人数が鑑賞されたのか、また、課題等もあれば併せて伺いたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 今年度の展示につきましては、令和7年12月17日から令和8年2月6日までの35日間の開催で、延べ8千190人が来場されました。来場者アンケートでは、1千51件の回答があり、9割強が、よかった、もっと見たいといった内容で、旭川でマイセンが見られることへの喜びの声ですとか、福嶋御夫妻への感謝の声、来年度以降の展示を望む声などが多く寄せられたところでございます。

課題といたしましては、限られたスペースと期間の中で展示することができなかった作品があることすとか、マイセン自体の価値や技術を伝え切れなかったことなどが挙げられますので、次年度の展示ではしっかりと対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○皆川委員 来場者数8千190人で、そのうち1千51件ものアンケート回答があったということで、本当に関心が高かったんだなあっていうふうに感じます。

そういった一方で、スペースや期間の制約、また、マイセンそのものの価値や技術を十分伝え切れなかったという課題もあったということでありました。そう考えると、展示の仕方にはまだ工夫の余地があるのかなと感じました。

そうであれば、次の駅での展示では、どの程度の来場を見込んで、どのように運営していくのか、その考え方も大事になってくるのではというふうに思っております。そこで、これから行われ

る展示について、例えば来場数の目標や想定人数とかがあれば、伺いたいと思います。

また、昨日、一昨日とも質疑がありましたけども、改めて、本当に、展示、無料でやるのか、それとも有料でやるのか、その考え方と運営上の考え、維持管理費との関係も含めて伺いたいと思います。

○高橋総合政策部次長 まず、来場者につきましては、現時点では明確な目標は持っておりませんが、旭川駅は年間300万人という多くの人が利用される施設でございますので、旭川を代表する集客施設となるよう取り組んでまいります。

入場料につきましては、市内外、年齢等を問わずにできるだけ多くの人に見ていただきたいという思いから、現時点では無料を想定しているところでございます。

一方で、委員の御指摘のとおり、維持管理費の捻出という観点もありますので、有料化などにつきましては、今後、先進事例等の調査研究を進め、検討を行ってまいりたいと考えております。

○皆川委員 旭川を代表する集客施設にするってすごく大きい目標も立てているので、来場者の目標もあってもいいのかなと。個人的には、やっぱり、私もちょっとでもいいから有料でもいいのかなあって思っています。そんなばか高い料金ではなくて、いろんな意向とかもあるのかなあとは思いますが、例えば、市民は無料とか、市外の方はちょっといただくとか、いろいろありますけども、やっぱり、最初から全部ずっと無料ってなると、旭川市さん、価値を分かっていますか、大丈夫ですかという声ももしかしたらあるかなっていうふうに思います。

そういった専門の美術館があったりとかして、昨日も高木委員もおっしゃっていましたよね。箱根、1千500円ぐらいでしたっけ、取っているっていう、料金をいただいているっていうこともあったので、その辺、ちょっと考えていただければなあと。今後、研究、検討していくという答弁でありましたので、これから詰めていく部分も、様々、きっとあるのかなあとは思っていますが、次に、実際にこの約250点ある作品、どう見せていくのか、その基本的な考え方、ちょっと大切だなと思ひまして、このマイセンコレクション、約250点、本当に物すごい数だなって思っています。

全ての作品を常設展示する予定なのか、それとも、内容の入替えなどを行いながら継続的に魅力を高めていく考えがあるのか、伺いたいと思います。

○高橋総合政策部次長 展示に当たりまして、まずは御寄贈いただいたコレクション約250点全てをお見せしたいというふうに考えております。

一方で、常設展示として長期にわたる取組を進めていく中では、期間ごとにテーマを設定してそのテーマに沿って周辺情報を深掘りするなど、様々な手法が考えられますので、来場される方がマイセンをじかに見ていただくことはもちろん、その背景や歴史に様々な角度から触れられるよう工夫した取組も検討したいと考えております。

○皆川委員 寄贈いただいた250点、作品全て見ていただきたいというお考えということで、理解をいたしました。また、長期的には、テーマ設定なども工夫しながら、様々な角度からマイセンに触れていただけるような取組も検討していきたいという答弁でありましたけども、一方で、実際の展示として考えたときに、約250点もの作品をこの空間の中でどう見せるのか、そこはしっかり確認していきたいなと思いますけども、美術展示は、作品をただずらっと並べればいいっていうものではなくて、作品の見せ方であったり、適切な余白であったり、配置、また解説の工夫とか

で、一つ一つの作品の魅力がより伝わり、来場者の理解や満足度が大きく変わるものかなって思っています。

前回、市役所で行われた展示は、64平方メートルで約50点だったんですね。今回、約133平方メートルってことで、広さは2倍ちょっとぐらいになりますけども、でも、広さは2倍ちょっとだけど、作品数は5倍の250点ということで、133平方メートルってどれぐらいかなと思って、この部屋でどれぐらいかなって聞いたら、163平方メートルらしいですね。だから、その辺ぐらいまでの広さかな、その出っ張っているところぐらいからこっちぐらいの広さみたいなんですね。一瞬、広く感じるなと思っていたんですけども、前回、展示を見ましたけども、意外と、ちょっとぎちぎちな感じが何となくしておりました。

そうなりますと、全てを一度に展示する場合、動線なども含めて考えたときに、ただ通り道だけでなく、やっぱり、隙間も空いていて、いろんな角度から見られるってことがすごい大事ななと思っていて、展示台、ショーケースなども置くことも想定して、そうすると、一つ一つの作品、なかなか見えにくくなるんじゃないかなっていう点も気になっています。

約250点の多くの作品を一度に展示するということで、作品の配置、また、展示密度についてはどのように考えているのか、伺いたいなと思っています。

また、美術展示では、きっと展示し切れない作品も何点も何点か出てくるのかなと思っています。そういった作品の保管であったり、作品を入れている、250点分の梱包箱っていうか、それぞれの作品が入っている箱があると思うんですね。一つ一つの大きい箱が出てくると思います。または、備品などを管理するバックヤードスペースも必要になるんじゃないかなって思っていますが、そのスペース、どのように確保していく考えなのか、市の見解を伺います。

○高橋総合政策部次長 今回、展示を行うマイセン約250点の中には、つぼのような大きなものから食器のような小さいものまで、大小様々な作品がございます。このため、展示什器等の設計や展示方法を工夫することで、スペースとしては十分確保できているというふうに認識しております。

一方で、展示に当たりましては、委員からお話がありましており、作品の見せ方ですとか配置、動線など、空間づくりの工夫が大変重要なものというふうに考えておりますので、空間をうまく活用した作品の見せ方や配置の検討、展示棚の仕様の工夫など、来場者の皆様が見やすく、作品の魅力が十分に伝わる展示となるよう努めてまいりたいと考えております。

バックヤードスペースにつきましては、展示会場に隣接する形で約44平方メートルのスペースを確保しております。当該スペースで梱包箱や備品を管理するようにしてバックヤードとして活用する、現時点ではそういうふうに考えております。

○皆川委員 バックヤードスペースをちゃんとしっかり確保しているということで、もしかしたら、使わなかった作品もそこに一緒に置くっていう感じになるんですかね。分かりました。

その上で、実際に展示の質を左右するのは、やっぱり、誰が監修をして、どのような考えで空間をつくっていくのか、そういうのも大事なかと。今回のような展示は、先ほども言いましたけども、単に作品をずらっと並べるんじゃなくて、空間全体としてどう見せるのか、非常に重要になってきますので、専門家の監修であったり、展示する業者の選定の考え方を確認しておきたいなと思います。そこで、今回の展示、誰が監修を行うのか、また、展示業者もきっと別に選定すると思ひ

ますけれども、その展示業者はどのように選定する予定なのか、伺います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 監修の必要性につきましては、今年度の展示におきましてもマイセンの知識豊富な専門業者からの監修を受けており、来年度の展示に当たっても専門業者の監修が必要と認識しておりますので、今後にはなりますが、選定を行っていく予定でございます。

また、展示業者の選定についても検討中ではありますが、空間デザインや作品との調和等も、御指摘のとおり、重要になってくるものと考えておりますので、こうした分野において実績のある業者を選定してまいりたいと考えております。

○皆川委員 専門業者の監修が必要であり、また、展示業者についても実績のある事業者を選定していくということでありますので、そういった中身の部分、大事なかなと思っています。

特に、今回のマイセン展示は、作品の背景や魅力が伝わるような見せ方、大事になってくるのかなって思っています。初めて見る方でも分かりやすい展示にしてほしいし、そういったことが重要かなって思っています。

そこで、今回の展示、どのような内容で構成する予定なのか、また、マイセンを初めて見る方も多いと思いますので、作品の解説表示、また、来場者に分かりやすく伝えるためにどのような工夫を行う予定なのか、教えていただきたいなと思っております。

○高橋総合政策部次長 展示内容につきましては、事業者に企画を委託する予定でございますので、現時点で決まってはおりませんが、作品の種類や時代などからテーマやストーリー性などを演出できるような展示を検討してまいりたいと考えております。作品の解説表示につきましては、専門業者の協力もいただきながら作品の特徴や背景などを分かりやすく表示し、来場者が作品に入り込めるよう工夫をしていきたいと考えております。

また、先ほど課題としても挙げさせていただきましたマイセン自体の価値や技術を伝えることにつきましても、パネル等を効果的に活用することで、マイセンへの興味や関心を引き立てていきたいと考えております。

○皆川委員 今回の展示は、単にマイセンを見せるだけではなくて、旭川で行う展示として、先ほども言っていますけれども、空間そのものに旭川らしさをどう出していくのかっていうのも大事になってくるのかなあと思っていますけれども、そこで、全ての展示台であったり什器、旭川家具を活用する可能性と検討状況について、また、地元デザインとどのように連携させていくのか、伺いたいと思います。

○高橋総合政策部次長 旭川家具の活用につきましては、旭川らしさを演出した展示を行う上で必要不可欠なものであり、今年度につきましては、総合庁舎で実施いたしました展示でも旭川家具を展示台とし、来場者の方々から好評をいただきましたので、可能な限り展示台や什器などに旭川家具を活用したいというふうに考えております。

地元デザインにつきましては、企画の段階から、地元のゆかりのデザイナーに協力いただけるようなことで、現在、検討を進めております。そのほか、旭川市のデザインシステムを活用するなど、デザイン都市としての魅力を生かした展示を目指して検討を行ってまいりたいと考えております。

○皆川委員 旭川家具を活用するというので、この間も旭川家具だったということですね、ここで展示したのもですね。

で、作品の見え方を大きく左右するのは、やっぱり照明かなと思っていて、この間のときは、恐らく、ただ展示してあっただけなんで、スポットライトとか特になかったので、ちょっと残念だったなって、もうちょっと見せ方の工夫があってもいいかなって思っています。

照明というのは、やっぱり、作品を美しく見せるという面がある一方で、展示の仕方によっては保存への配慮も必要になってくると思います。作品を美しく見せると同時に、保存にも配慮した照明計画について、どのように考えているのか、市の見解を伺いたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 照明設備につきましては、美術品の展示において最も重要な要素の一つであると認識しております。

具体的な照明計画については、今後、設計段階から専門業者と慎重に協議を行っていきたいと考えております。

○皆川委員 まだまだ、ちょっと決まっていなかったことがたくさんあると思いますけども、慎重に協議していくということでありました。

それと同時に、作品をどう安全に守るかということも欠かせない視点かなって思っています。今回のように、駅という多くの人が行き交う空間での展示でありますので、安全対策についてちょっと確認したいと思いますけども、展示作品の固定方法や展示台の免震、また展示会場の警備体制など、展示における安全対策についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 展示作品の固定方法につきましては、今年度の展示でも活用しました展示用粘着固定材のほか、他の展示会においてはワイヤーを活用して固定する事例もありますので、適切な手法について専門業者と協議を行ってまいりたいと考えております。

展示台につきましては、詳細の仕様は今後の検討となりますが、衝撃や振動に耐え得るような免震や耐震に配慮したつくりをしたいと考えております。

展示会場の警備体制につきましては、常時2名の会計年度任用職員を配置するほか、監視カメラの設置も検討していきたいと考えております。

○皆川委員 展示会場に、ただいま、常時2名の会計年度任用職員を配置するほか、また、監視カメラの設置も検討しているということでありました。

一定の安全対策を講じていくということは分かりましたけども、旭川駅、本当にたくさんの方が利用する場所であります。旭川を代表する集客施設を目指すという、先ほど答弁いただきましたけども、特に、観光シーズンとか団体客が重なる場面では、多くの来場者が一時的に一気に集中する、そういった場面も考えられますし、スーツケースを持った観光客が訪れることも想定されます。

それで、会計年度任用職員の方は、恐らく監視や案内の役割が中心になるのではと考えられまして、警備員とは役割も異なるものと思います。前回、下でやったときは、警備の方もちゃんといらっしやっただけかなって思っています。

そこで、来場者が集中した場合の安全確保の観点から、安全管理や混雑時の誘導、また、展示作品の保護について、現在想定している体制で十分対応できているのか、必要に応じて体制を強化する考えがあるのか、市の見解を伺いたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 展示の人員体制につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、常時2名の会計年度任用職員を配置するとともに、動線や誘導計画等についても、

専門業者の意見も取り入れながら慎重に検討していくことで、十分な体制が確保できるものと考えております。

ただし、施設のオープン時ですとか、観光シーズンなどで多くの来場者が一時的に集中することは考えられますので、安全確保に課題が出てくるという可能性もありますことから、警備員の一時的な配置など、状況に応じて体制強化等を検討し、展示会場の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○皆川委員 旭川駅のように、こういった人の出入りが多い場所では、美術館とはまた違って、温度や湿度など空調の変化も起こりやすいかなあと思っています。美術館だと、しっかり、ちゃんと空調管理をされておりますので、そうした環境の中で作品をどう守っていくかっていうのが重要ななと思っています。

そこで、作品保護のための温度や湿度などの展示環境の管理、どのように行うのか、運用方針について伺いたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 作品の保護につきましては、マイセンは陶磁器であることから温度や湿度の変化等には強いものであるということで、現時点では専門業者のほうからお聞きしているところでございます。

しかしながら、旭川駅という人の出入りの多い空間においては、環境変化が起きやすく、万が一のことも考えられますので、専門業者の知見も取り入れながら適切な展示環境となるように運用してまいりたいと考えております。

○皆川委員 展示環境面についての考え方は分かりました。

作品を守る上では、置かれる環境だけではなくて、作品そのものの状態、事前に、やはり毎日しっかり確認をしていかなければいけない、いわゆるコンディション管理も非常に重要ななと思っています。

マイセンみたいなそういった作品というのは、見た目には分かりにくい細かな状態の変化もあり得ますので、その確認と記録、どう行っていくのか、押さえておきたいと思いますが、展示に当たって、作品の状態を事前に確認して展示後も状態をチェックするなど、コンディション管理、重要と考えますが、そういった作品の状態確認、また記録など、どのように行う予定なのか、聞いておきたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 作品のコンディション管理につきましては、展示前に、作品の状態を専門業者とともにしっかりとまずは確認を行いたいと考えております。展示後につきましても職員が管理していくことを想定しておりますが、必要に応じて専門業者に協力を依頼しながら進めていくことも検討してまいりたいと考えております。

○皆川委員 きっと、この展示、より多くの方に見ていただきたいということで、きっと、小さいお子さんだったりとか、一緒に立ち寄ったりとかっていうこともあるかなあって思います。

小さなお子さんでも触れるような、例えばレプリカみたいなものでもいいんですけど、そういった体験の仕組みとかを何か考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 来場者の方が実際に体験できるような展示という取組につきましては、来場者がマイセンを身近に感じられるものとして効果的な取組であると考えております。

今後、こうしたことにつきましても、専門業者等の意見や他の展示会の事例等も踏まえながら検

討を行ってまいります。

○皆川委員 こうした常設展示を続けていく以上、整備費だけじゃなくて、開設後にどの程度の経費がかかっていくのか、また、それをどう持続可能な形で運営していくのか、そこも確認しておく必要があるかなと思っています。

で、ちょっと改めてお聞きしますけども、展示開始後の年間の維持管理経費、どの程度か、また、将来の更新、修繕を含め、持続可能な運営、どのように見通しているのか、伺いたいと思います。

○高橋総合政策部次長 年間の維持管理経費は、現時点におきましては、人件費、光熱水費、駅構内のスペース使用料などで年間約1千700万円を見込んでおります。

持続可能な運営に向けて、管理手法の見直し等による維持管理費の抑制に努めるとともに、来場者の増加による交流人口の拡大や地域経済への波及効果を見込みながら、将来負担にも配慮し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○皆川委員 改めて、様々、合わせて年間1千700万円、維持管理経費を見込んでいるという答弁をいただきました。

年間1千700万円って、本当に決して小さな額ではないなあっていうふうに感じています。市民の皆様の大切なお金、使っていく事業だと思います。そうであれば、単に、展示を始めるというだけではなくて、これだけの経費をかけて取り組む以上、どのような状態になればこの事業が成功したと言えるのか、その判断の考え方も大事になってくるのかなと思います。

そこで、この事業が成功したかの判断要素について伺っておきたいと思います。

○高橋総合政策部次長 今回の事業成功の判断要素といたしましては、まずは来場者数が挙げられるかなというふうに思います。目標人数は現時点では設定しておりませんが、より多くの方に御来場いただけるような様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

また、来場者から寄せられる声も一つの判断要素であると考えております。本事業の目的は、世界的な文化に触れる機会やにぎわいの創出、デザイン都市としての価値向上でありますので、来場者の皆様から、世界的な文化に触れられた、旭川にまた来たいと思ったというような声が多く聞かれるようになることで、本事業を実施する意義が生まれ、事業成功に結びつくものと考えております。

○皆川委員 ここまで、本当に、様々、細々とちょっと聞かせていただきましたけども、マイセン展示、単なる展示にとどめるのではなくて、やっぱりもう何度でも、このマイセン、見に行きたいと思ってもらえるような、そういった展示にしていきたい、文化的な観光資源として大事に育てていきたいと思っておりますけども、最後に、部長に、今後、どのように、このマイセン、育てていこうと考えているのか、市の見解、部長の見解を伺いまして、この質疑を終わりたいと思います。

○熊谷総合政策部長 今回、マイセンについて3人の委員から御質疑いただきました。お話を総合すると、非常に期待が大きいというふうに受け止めております。このように、マイセンは世界的な人気を誇る美術品であり、常設展示を行っている事例は国内でも貴重なものと認識しており、全国に誇れるような文化的な観光資源になり得ると考えております。

このような貴重な財産を効果的に活用していくため、まずは、来年度からの展示開始に向けて着

実に準備を進めてまいります。展示開始後は、展示内容の充実はもとより、文化観光施策との連動、広報強化、関連企画の展開などを段階的に進め、旭川市の新たな文化財産として育てていきたいと考えております。そして、市民が世界的な文化に触れる機会を創出するとともに、マイセンをきっかけに本市に興味を持っていただくことで、交流人口の拡大や地域経済の活性化など、まちのにぎわい創出につなげていけるよう取組を進めてまいります。

また、皆川委員をはじめ、3人の委員の皆様から共通して入場料金のお話がありました。現在、無料を想定しているところでございますが、維持管理費等の関係もございますので、こちらの有料化につきましては、今後、調査研究を進め、検討を行ってまいります。

○江川委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 他に御質疑がなければ、以上で、議案第14号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第17号、議案第25号ないし議案第29号及び議案第40号の以上8件に対する質疑は、終了いたしました。

なお、能登谷委員からございましたテレビ広報番組の予算削減と手話等の情報発信についての総括質疑のお申出につきましては、その旨、本分科会閉会后、予算等審査特別委員会委員長に報告することといたします。

それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、3月16日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時32分